

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 輸入植物等の検査(第三条―第二十二條の四)
第三章 輸出植物等の検査(第二十三条―第三十一條の十四)
第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十條の五)
第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止(第三十五條の二―第三十五條の十)
第五章 緊急防除(第三十五條の十三―第三十條の九)
第六章 指定有害動植物の防除
第一節 総合防除(第四十條―第四十條の四)
第二節 薬剤の譲与(第四十一條―第四十六條)
第三節 防除用器具の無償貸付(第四十七條―第五十八條)
第七章 都道府県の防疫(第五十九條―第六十條)
第八章 雑則(第六十一條・第六十二條)
附則
第一章 総則
(指定物品)
第一条 植物防疫法(以下「法」という。)第四十條第一項の農林水産省令で定める物品は、農機具とする。
第二条 植物防疫官及び植物防疫員の証票(植物防疫法第五條第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式のとおりとする。
第二章 輸入植物等の検査
(検査有害動植物)
第三条 法第五條の二第一項の農林水産省令で定める有害動植物又は有害植物は、別表一のとおりとする。
(検査証明書の添付を要しない植物)
第四条 法第六條第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検査有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるもの

- は、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他農林業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。
一 乾燥され、かつ、圧縮されたもの
二 乾燥され、かつ、細断されたもの(センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキヤッサバの根を除く。)
三 乾燥され、かつ、破碎され、又は粉碎されたもの(オレンジ及びタマリンドの果実並びにキヤッサバの根を除く。)
四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破碎され、又は粉碎されていないもの。ただし、木材及び次に掲げる植物ごとにそれぞれ次に定める部位を除く。
イ いたりあかさまつ 葉、枝及び樹皮
ロ エウカリプツス・スツアルチアナーナ 葉、枝、花及び果実
ハ エウカリプツス・ビミナリス 葉、枝、花及び果実
ニ えごま 種子
ホ カカオノキ 種子
ヘ カスタネア・クレナタ 殻付きの種子
ト グイボウルチア・ペレグリニアナ 樹皮
チ くるみ 核子
リ コエンドロ 葉及び種子
ヌ こしようぼく 葉、枝、花及び果実
ル ごま 種子
ヲ さくろ 果実
ワ さとうまつ 葉、枝及び樹皮
カ すぎ 果実
ヨ せいようあぶらな 種子
タ センナ 葉
レ タマリンド 果実
ノ ちゆうごくぐり 殻付きの種子
ツ なんようあぶらざり 種子
ネ においくろたねそう 種子
ナ はますげ 葉及び茎
ラ ピヌス・マリチマ 葉、枝及び樹皮
ム ひめういきよう 種子
ウ ブラジルナットノキ 殻付きの種子
キ べにばな 花及び種子
ノ もぼうき 葉及び種子
オ ももたまな 葉、枝及び花
ク ようしゆねず 果実
ヤ ヨーロッパぶな 葉、枝及び花

- マ わさびのき 葉及び果実
ケ あかさ科植物 種子
フ いね科植物 種子(麦芽を除く。)
コ たで科植物 種子
エ ひゆ科植物 種子
テ まめ科植物 種子
五 凍結されたもの(くるみの核子を除く。)(検査指定物品)
第五条 法第六條第一項の検査有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定める指定物品は、次のとおりとする(中古のものに限る。)。
一 農業、園芸又は林業の用に供する機械(整地又は耕作の用に供するものに限る。
二 農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のペラー、収穫機又は脱穀機
三 農業用トラクター
(基準に適合していることについての検査を要する植物等)
第五条の二 法第六條第二項の農林水産省令で定める地域、植物又は検査指定物品及び基準は、別表一の二のとおりとする。
2 前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行う必要があるものについては、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。
第六条 (輸入場所の指定)
法第六條第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物又は検査指定物品を携帯して輸入する場合に限る。
一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、新宮港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、津波港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広

- 島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、荏田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港
二 旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場
三 釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港
(農林水産省令で定める特別の用)
第六条の二 法第七條第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。
一 博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。
二 犯罪捜査のための証拠物として使用すること。
三 ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。
四 法第四條第一項、法第八條及び法第十條の規定による検査に使用すること。
五 法第十六條の七の規定による調査に使用すること。
六 法第十六條の八の規定による通報を行うために使用すること。
(輸入禁止品の輸入許可の申請等)
第七条 法第七條第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書(第二号様式)を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入許可証票（第三号様式）及び輸入禁止品輸入許可指令書（第三号の二様式）を交付するものとする。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送させなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書（第三号の三様式）を交付するものとする。

**（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）**

第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。
- 二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。
- 三 オートクレープ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。
- 四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。
- 五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。

**（輸入禁止品の輸入許可の条件）**

第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関すること。
- 二 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。
- 三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。
- 四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関すること。
- 五 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
- 六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することができる。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

**（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）**

第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

- 一 別表二に掲げる地域及び植物
- 二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）
- 三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）

**（輸入検査の申請）**

第十条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶（航空機）の入港（着陸）後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書（第四号様式）を提出しなければならない。

**（検査の場所及び期日）**

第十一条 植物防疫官は、第十条の申請があつたときは、当該申請者に対し、検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。

**（検査品の運搬等）**

第十二条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

**（処分を行う場所）**

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならない。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

（農林水産省令で定める種苗）

第十四条 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

**（隔離栽培）**

第十五条 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社から受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び付近の状況）及び管理責任者について回答を求めなければならない。

- 一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所ので栽培しなければならないこと。
- 二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。
- 三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。
- 四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

**（隔離栽培の実施）**

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができるときは、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

**（隔離栽培品の処分）**

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

**（隔離栽培品の処分）**

第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないとき又は隔離栽培することができない旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

**（証明書の交付）**

第十九条 法第九条第五項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

**（輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準）**

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のためを送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押し、添付し、又は交付するものとする。

**（輸入禁止品の種類に依りて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること）**

3 法第八条第二項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押し、添付し、又は交付するものとする。

**（消毒又は廃棄の実施）**

20条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。

**（処分後の通知）**

第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

**（植物防疫官の管理の場所及び期間）**

2 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。

(廃棄又は消毒命令書)  
第二十二條 植物防疫官は、法第九條第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書(第十一号様式)を交付しなければならぬ。法第四條第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。

(輸入禁止品の利用許可の申請等)  
第二十二條の二 法第九條第六項において準用する法第七條第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を經由して農林水産大臣に申請書(第十一号の二様式)を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第九條第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、輸入禁止品利用許可指令書(第十一号の三様式)を交付するものとする。  
3 農林水産大臣は、法第九條第六項において準用する法第七條第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、第七條第四項の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用時の管理施設の基準)  
第二十二條の三 法第九條第六項において読み替えて準用する法第七條第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七條の二の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用許可の条件)  
第二十二條の四 法第九條第六項において読み替えて準用する法第七條第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。  
一 譲り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関する事。  
二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関する事。  
三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関する事。

四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分制限又は禁止に関する事。  
五 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関する事。  
2 農林水産大臣は、法第九條第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九條第六項において読み替えて準用する法第七條第五項の規定により付した条件を変更することがある。

変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。  
第三章 輸出植物等の検査  
第二十三條 法第十條第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書(第十二号様式)を提出しなければならない。

(検査の場所)  
第二十四條 法第十條第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。  
(検査の期日)  
第二十五條 植物防疫官は、第二十三條の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)  
第二十六條 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十條第一項の規定により検査を受けるときは、第十二條の規定を準用する。  
第二十七條 法第十條第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式(植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあっては第十三号の二様式)とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十條第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印(第十三号の三様式)を押印する。  
第二十八條 植物防疫官は、法第十條第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていたり認めるときは、植物検疫証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前條第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

(検査の一部を行わないことができる場合)  
第二十九條 第二十三條の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査(法第十條の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一條の十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三條の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十條第五項の規定により、法第十條第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。  
(登録検査機関の登録)  
第三十條 法第十條の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 定款(申請者が法人である場合に限る。)及び登記事項証明書  
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録  
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書  
四 登録免許税の納付に係る領収証書  
五 次の事項を記載した書類  
イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項  
ロ イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項  
ハ 検査業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項  
六 前項の申請を行つた者が法第十條の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類  
七 その他参考となる事項を記載した書類  
3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。

定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。  
第二十九條 第二十三條の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査(法第十條の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一條の十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三條の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十條第五項の規定により、法第十條第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)  
第三十條 法第十條の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してなければならない。  
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 定款(申請者が法人である場合に限る。)及び登記事項証明書  
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録  
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書  
四 登録免許税の納付に係る領収証書  
五 次の事項を記載した書類  
イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項  
ロ イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項  
ハ 検査業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項  
六 前項の申請を行つた者が法第十條の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類  
七 その他参考となる事項を記載した書類  
3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。

第三十一條 法第十條の四第一項第一号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。  
一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)  
第三十一條の四 法第十條の四第一項第三号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)  
第三十一條の五 法第十條の四第二項第五号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記載して行う。  
2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。  
(検査員)  
第三十一條の二 法第十條の四第一項第一号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十條の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者  
二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者  
(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)  
第三十一條の三 法第十條の四第一項第二号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。  
一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)  
第三十一條の四 法第十條の四第一項第三号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)  
第三十一條の五 法第十條の四第二項第五号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記載して行う。  
2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。  
(検査員)  
第三十一條の二 法第十條の四第一項第一号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十條の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者  
二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者  
(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)  
第三十一條の三 法第十條の四第一項第二号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。  
一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)  
第三十一條の四 法第十條の四第一項第三号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)  
第三十一條の五 法第十條の四第二項第五号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記載して行う。  
2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。  
(検査員)  
第三十一條の二 法第十條の四第一項第一号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十條の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者  
二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者  
(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)  
第三十一條の三 法第十條の四第一項第二号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。  
一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)  
第三十一條の四 法第十條の四第一項第三号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)  
第三十一條の五 法第十條の四第二項第五号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記載して行う。  
2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。  
(検査員)  
第三十一條の二 法第十條の四第一項第一号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十條の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。  
一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者  
二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者  
(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)  
第三十一條の三 法第十條の四第一項第二号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。  
一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)  
第三十一條の四 法第十條の四第一項第三号(法第十條の五第二項及び第十條の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

て準用する場合を含む。の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 検査業務の概要
- 二 登録検査機関が検査を行う区域
- 三 登録検査機関の全ての事務所（検査を行うものに限る。）の名称及び所在地の一覧

（登録検査機関の登録の更新）

**第三十一条の六** 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類（第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（変更登録）

**第三十一条の七** 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書（第十六号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**2** 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類（登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）を添付しなければならない。

**3** 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準）

**第三十一条の八** 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる省令の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

（登録事項の変更の届出）

**第三十一条の九** 法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書（第十七号様式）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

**2** 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の認可の申請）

**第三十一条の十** 登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書（第十八号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

**2** 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書（第十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

するときは、申請書（第十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

**3** 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録検査機関の業務規程の規定事項）

**第三十一条の十一** 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 検査業務の実施方法に関する事項
- 二 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項
- 三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項
- 四 検査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 六 検査業務を行う場所に関する事項
- 七 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項
- 八 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項
- 九 財務諸表等（法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等）をいう。以下この条において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に關し必要な事項

（登録検査機関の業務の休止の申請）

**第三十一条の十二** 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書（第二十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

**2** 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第三十一条の十三** 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録（法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

**2** 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録検査機関の帳簿の記載等）

**第三十一条の十四** 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

**2** 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 検査の申請を受けた年月日
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の項目
- 六 検査を行った品目及びその数量
- 七 検査を行った品目の生産地又は原産国
- 八 検査を行った検査員の氏名
- 九 検査の結果
- 十 その他必要な事項

**第四章 指定種苗の検査**

（検査の申請）

**第三十二条** 法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

**2** 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

（検査期日の通知）

**第三十三条** 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

（合格証明書及びその抄本）

**第三十四条** 法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃棄命令書及び処分証明書）

**第三十五条** 法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二條の規定を準用する。

**第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止**

（移動制限地域及び移動制限植物等）

**第三十五条の二** 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおりに定める。

（移動制限植物等の移動制限の例外）

**第三十五条の三** 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面（第二十二号の様式）（第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。）を各こん包に添付して移動する場合とする。

**2** 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書（第二十二号の三様式）を提出しなければならない。

**3** 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書（第二十二号の三の二様式）を交付するものとする。

（移動検査及び検査確認の表示）

**第三十五条の四** 法第十六条の二第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

**2** 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。

- 一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物

品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者は、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認められた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の確認及び確認の表示）

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行う二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該

植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の基準）

第三十五条の六 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

（移動禁止地域及び移動禁止植物等）

第三十五条の七 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

（移動禁止植物等の移動許可の申請等）

第三十五条の八 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動禁止植物等移動許可証（第二十二号の十五様式）及び移動禁止植物等移動許可指令書（第二十二号の十六様式）を交付するものとする。

3 前項の移動禁止植物等移動許可証の交付を受けた者は、これを当該許可を受けた移動禁止植物等（前条第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。第三十五条の十第一項において同じ。）の各こん包に添付して移動しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合において、移動禁止植物等廃棄等命令書（第二十二号の十七様式）を交付するものとする。

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産

省令で定める技術上の基準については、第七条の規定を準用する。

（移動禁止植物等の移動許可の条件）

第三十五条の十 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。
- 二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。
- 三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。
- 四 移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関すること。
- 五 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
- 六 移動後の移動禁止植物等の管理中に法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けていない別表七の有害動物又は有害植物の欄に掲げる有害動物又は有害植物が発生した場合における通知その他措置の方法に関すること。

2 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けた者については、第八条第二項の規定を準用する。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

（侵入警戒有害動物植物）

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

第五章 緊急防除

（緊急防除実施基準の対象）

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

（緊急防除）

第三十六条 法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

（協力指示書の様式）

第三十七条 法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

（協力成績の報告）

第三十八条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

（費用の請求）

第三十九条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者が、同条第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動物植物の防除

第一節 総合防除

（指定有害動物植物）

第四十条 法第二十二條第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

（総合防除計画の報告）

第四十条の二 法第二十二條の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四條の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

（勧告の方法）

第四十条の三 法第二十四條の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四條の三第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、対象とする指定有害動物植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

（命令の方法）

第四十条の四 法第二十四條の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、

次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨

二 勸告に従わなかった事実

三 取るべき措置の内容

四 措置をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方)

第四十一条 法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤(以下「防除用薬剤」という。)を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

(譲与の申請)

第四十二条 防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書(第二十七号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(譲与の決定等)

第四十三条 農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書(第二十八号様式)を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡)

第四十四条 法第二十七条第一項の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前条の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者(以下「譲受人」という。)は、当該引渡後直ちに、受領書(第二十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限)

第四十五条 譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

(報告の徴収)

第四十六条 譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書(第三十号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三節 防除用器具の無償貸付

(申請)

第四十七条 法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に借受申請書(第三十一号様式)を提出しなければならない。

(貸付)

第四十八条 農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用その他必要な事項を定める。

2 植物防疫所長は、前項の決定に基づき、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書(第三十二号様式)を交付し、貸し付けられない場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡)

第四十九条 防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者(以下「借受人」という。)は、当該引渡後直ちに、借書(第三十三号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書(第三十四号様式)を提出して、しなければならない。

3 植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書(第三十五号様式)を交付する。

(借受人の義務)

第五十一条 借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

第五十二条 借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく書面をもつてその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又はき損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第五十三条 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

(返納)

第五十四条 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届(第三十六号様式)を植物防疫所長に提出しなければならない。

第五十五条 農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認めるときは、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

(違約金の徴収)

第五十六条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日(前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日)までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第二項の規定を準用する。

(費用の負担)

第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

第五十八条 削除

第七章 都道府県の防疫

(病害虫防除所)

第五十九条 法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 位置及び管轄区域

三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況

四 施設の概要

五 職員の種類別定数

六 業務の概要

七 業務開始の予定年月日

八 業務開始の予定年月日

第六十条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、病害虫防除員の数とする。

第八章 雑則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 法第三十五条第二項の農家数は、直前に公表された農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものであるものとする。

(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項(法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二六年二月二七日農林省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年四月一日農林省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和二九年二月一六日農林省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。



附則 (昭和三〇年二月一四日農林省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年九月一日農林省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七條第二項の書面、同規則第十五條の文書、同規則第十六條の隔離栽培命令書、同規則第二十二條の廢棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十條第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附則 (昭和三十二年二月一四日農林省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年一〇月一日農林省令第五七号)

1 この省令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。  
2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則 (昭和三十八年六月二六日農林省令第四二号)

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一〇日農林省令第二三号)

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

附則 (昭和四二年三月一日農林省令第四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七條第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

附則 (昭和四三年六月二六日農林省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一〇月九日農林省令第六一号)

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六條の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。

附則 (昭和四十四年三月一九日農林省令第九号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年一月二〇日農林省令第五一号)

この省令は、昭和四十四年十一月二十五日から施行する。

附則 (昭和四十五年三月三一日農林省令第二二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十五年六月二日農林省令第三一号)

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。

附則 (昭和四十六年四月一〇日農林省令第二五号)

この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

附則 (昭和四十七年三月二七日農林省令第一一号)

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年五月一三日農林省令第二九号) 抄

この省令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廢に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附則 (昭和四十七年六月九日農林省令第三八号)

この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。

附則 (昭和四十七年二月二三日農林省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年三月七日農林省令第一二二号)

この省令は、昭和四十八年三月十二日から施行する。

附則 (昭和四十八年五月二四日農林省令第三七号)

この省令は、昭和四十八年六月四日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月一九日農林省令第七九号)

この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年七月二四日農林省令第三一号)

この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。ただし、第三十二條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

1 改正後の植物防疫法施行規則第三十二條第一項の規定は、昭和五十年産の指定種苗の検査から適用し、昭和四十九年以前の年産の指定種苗の検査については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年一〇月二一日農林省令第四六号)

この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月二五日農林省令第九号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月五日農林省令第三八号)

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二九日農林省令第五三号)

この省令は、昭和五十年十二月五日から施行する。

附則 (昭和五一年六月二日農林省令第二七号)

この省令は、昭和五十一年六月十六日から施行する。

附則 (昭和五三年一月一〇日農林省令第一号)

この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二七日農林省令第一七号)

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第六條第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附則 (昭和五三年三月二九日農林省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年八月二八日農林水産省令第五号)

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則 (昭和五四年四月四日農林水産省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年五月一五日農林水産省令第二五号)

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附則 (昭和五四年六月三〇日農林水産省令第三六号)

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附則 (昭和五四年九月七日農林水産省令第三九号)

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附則 (昭和五四年一〇月一五日農林水産省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年十二月一〇日農林水産省令第五三三号)

この省令は、昭和五十四年十二月十二日から施行する。

附則 (昭和五五年四月三日農林水産省令第一二二号)

この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附則 (昭和五五年四月一日農林水産省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年五月二〇日農林水産省令第二二号)

この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。

附則 (昭和五六年三月一六日農林水産省令第六号)

この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附則 (昭和五七年五月二〇日農林水産省令第一九号)

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年七月一五日農林水産省令第二四号)

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年八月二四日農林水産省令第三一号)

この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。

附 則 (昭和五十七年二月六日農林水産省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年一〇月二九日農林水産省令第四二号)

この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一日農林水産省令第三三号)

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一五日農林水産省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年八月二二日農林水産省令第四一号)

この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月二二日農林水産省令第四八号)

この省令は、昭和六十年十月二十四日から施行する。

附 則 (昭和六〇年十一月一日農林水産省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月四日農林水産省令第一号)

この省令は、昭和六十一年二月六日から施行する。

附 則 (昭和六一年八月二二日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月二〇日農林水産省令第一号)

この省令は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月一五日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二八日農林水産省令第三三号)

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年十一月二七日農林水産省令第四一号)

この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月六日農林水産省令第二二号)

この省令は、昭和六十三年二月八日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二七日農林水産省令第六号)

この省令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月一七日農林水産省令第三二号)

この省令は、昭和六十三年六月二十日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一五日農林水産省令第三七号)

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附 則 (昭和六三年十一月二九日農林水産省令第五七号)

この省令は、昭和六十三年十二月五日から施行する。

附 則 (昭和六三年十二月二八日農林水産省令第六四号)

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月六日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月三〇日農林水産省令第四三号)

この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

附 則 (平成元年十二月二〇日農林水産省令第四七号)

この省令は、平成元年十二月二十二日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中、「コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

附 則 (平成二年三月二〇日農林水産省令第六号)

この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

附 則 (平成二年六月一日農林水産省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月三〇日農林水産省令第四二号)

この省令は、平成二年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三年六月三日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中、「広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附 則 (平成三年七月一七日農林水産省令第三二号)

この省令は、平成三年七月二十日から施行する。

附 則 (平成四年四月六日農林水産省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定中、「高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

附 則 (平成四年五月六日農林水産省令第二四号)

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。

附 則 (平成五年一月二七日農林水産省令第二号)

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、薬価協定法施行規則、糞尿検査規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばりがに等漁業の取締りに関する省令、いかづり等漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふくはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、糞尿検査規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるさばりがに等漁業の取締りに関する省令、いかづり等漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふくはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式に



よる書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成五年五月二八日農林水産省令第二四号)

この省令は、平成五年六月一日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二五日農林水産省令第五九号)

この省令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二九日農林水産省令第六一号)

この省令は、平成五年十月三十日から施行する。

附 則 (平成六年一月一四日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年四月一日農林水産省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。

附 則 (平成六年四月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、平成六年四月二十五日から施行する。

附 則 (平成六年八月二二日農林水産省令第五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月二日農林水産省令第五五号)

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月二五日農林水産省令第七三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則 (平成七年一月一八日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月三一日農林水産省令第二五五号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則 (平成七年四月二四日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年五月一日農林水産省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年二月五日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年四月一日農林水産省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月九日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月一七日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月二五日農林水産省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月三日農林水産省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月一〇日農林水産省令第九号)

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十七号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成九年四月一日農林水産省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月二四日農林水産省令第三二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年七月一日農林水産省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年九月二六日農林水産省令第六七号)

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月二七日農林水産省令第七二号)

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日農林水産省令第八三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月五日農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二七日農林水産省令第一六号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月一六日農林水産省令第七七号)

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月二五日農林水産省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二一日農林水産省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年五月二四日農林水産省令第三三三号)

この省令は、平成一二年六月一日から施行する。ただし、福島空港に係る部分は、平成一二年六月十七日から施行する。

附 則 (平成一二年七月三〇日農林水産省令第五二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月六日農林水産省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二七日農林水産省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月三日農林水産省令第九号)

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水産省令第二三三号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日農林水産省令第四八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年五月一七日農林水産省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年九月一日農林水産省令第八二号）抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年三月二七日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年五月三十一日農林水産省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年九月三日農林水産省令第一一九号）

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附則（平成十三年一〇月三十一日農林水産省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二九日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月二八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月二五日農林水産省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年一月二八日農林水産省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月二四日農林水産省令第一三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一月三〇日農林水産省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月一九日農林水産省令第二〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年九月七日農林水産省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年九月二九日農林水産省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一〇月二〇日農林水産省令第八一号）

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則（平成十六年十一月一日から施行する）

附則（平成十六年十一月一日から施行する）

附則（平成十六年十一月一日から施行する）

附則（平成十六年十一月一日から施行する）

附則（平成十六年十一月一日から施行する）

附則（平成十六年十一月一日から施行する）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年二月一日農林水産省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附則（平成十七年二月一六日農林水産省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年二月二七日農林水産省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年二月一日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月九日農林水産省令第八号）

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附則（平成十八年四月二一日農林水産省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年六月一日農林水産省令第五五号）

この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

附則（平成十八年六月二三日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年七月五日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年七月二八日農林水産省令第六八号）

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

附則（平成十八年一〇月二日農林水産省令第八二号）

この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができる。

附則（平成十八年一月二八日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年二月七日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成十九年三月三〇日農林水産省令第二二号から施行する。

附 則 (平成二〇年五月八日農林水産省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一四日農林水産省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日農林水産省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月四日農林水産省令第五七号)

この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一一日農林水産省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一八日農林水産省令第九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月三日農林水産省令第三八号)

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二九日農林水産省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一〇日農林水産省令第一六号)

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一六日農林水産省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月三〇日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年八月一八日農林水産省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月三二日農林水産省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月七日農林水産省令第八号)

この省令は、平成二十三年九月七日から施行する。ただし、別表一の改正規定(同表を別表一の二とする部分を除く。)は、平成二十四年三月七日から施行する。

附 則 (平成二三年七月八日農林水産省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一〇日農林水産省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年四月二〇日農林水産省令第三一号)

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

附 則 (平成二四年七月二五日農林水産省令第四一号)

この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一日農林水産省令第八号)

この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二二日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月七日農林水産省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二四日農林水産省令第一二号)

この省令は、平成二十六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一五日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一七日農林水産省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月一九日農林水産省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二四日農林水産省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二四日農林水産省令第四〇号)

この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の改正規定(「Thrips minutissimus」、「Narcissus degeneratiolate」及び「Narensisvir」を削る部分に限る。)

二 別表一の二の改正規定(「、オーストラリア」を削る部分に限る。)

三 別表一の二の改正規定(「、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)」及び「、うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)」を削る部分及び「、ククミス・デ」を削る部分を除く。)

四 別表一の二の改正規定(「、にがうり」を加える部分に限る。)

五 別表一の二の改正規定(十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。)

附 則 (平成二八年六月一日農林水産省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月八日農林水産省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二八日農林水産省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月一六日農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月三一日農林水産省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二六日農林水産省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一三日農林水産省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月三一日農林水産省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二六日農林水産省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日農林水産省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日)

この省令は、公布の日から施行する。





Bactrocera latifrons (ナスミバエ)  
 Bactrocera luzonae  
 Bactrocera mcgraeorii  
 Bactrocera neoheumeralis (パーキンズミバエ)  
 Bactrocera nigricincta  
 Bactrocera ochrosiae  
 Bactrocera oleae (オリブミバエ)  
 Bactrocera passiflorae (フィジーミバエ)  
 Bactrocera taua (セグロウリミバエ)  
 Bactrocera tryoni (クインスランドミバエ)  
 Bactrocera ubbiqi  
 Bactrocera umbrosa  
 Bactrocera xanthodes  
 Bactrocera zontana (モミバエ)  
 Bagrada hilaris  
 Baileyothisripsa  
 Bazonensis  
 Bathycollia thalassina  
 Biston suppressaria  
 Bliassus leucoppterus (アメリカコバネナガカメムシ)  
 Boisea trivittata  
 Brachycaudus scwarzzi  
 Brachycorynell  
 Brasparagi  
 Brevipalpus chilis  
 lensis

Brevipalpus essigi  
 Bruchophagus roddii  
 Bruchus lentis  
 Cacoecimorphapronubana  
 Cacreus marshaelli  
 Caliothrips fasciatus  
 Caliothrips indica  
 Caliothrips phaeicola  
 Calliosobruchus analis (アカイロマゾウムシ)  
 Calliosobruchus rhodesianus (ロードシアマゾウムシ)  
 Capitophorus horni  
 Capua intractana  
 Carpomya pardalina (バルチスタンウリミバエ)  
 Carpophilus obsolletus (コゲチャデオキスイ)  
 Caryedon serratus (モモフトジマゾウムシ)  
 Caulophilus oryzae (コクゾウモドキ)  
 Cerataphis brassicae  
 Cerataphis orchidea  
 Ceratitidis capitata (チチュウカイミバエ)  
 Ceratitidis cosyrate  
 Ceratitidis malgassica (マダガスカルミバエ)  
 Ceratitidis punctata

Ceratitidis rosa (ナタールミバエ)  
 Ceratotheriopoidea  
 Ceratoplastes desfructosus  
 Ceroplastes rusci  
 Cerotoma trifurcata  
 Chaetanaphothrips signipennis  
 Chaetocnema pulicaria  
 Cheirrolasia burkei (ケアシツノカナブン)  
 Chilo auricilius  
 Chiloloba acuta (ツヤケブカハナムグリ)  
 Chionaspis piniifoliae  
 Chloridolum alcinene  
 Chloridolum thomsoni  
 Chlorocalla affrica (キヌホソカナブン)  
 Chlorochroa aligata  
 Choristoneura conflictona  
 Choristoneura euanidana  
 Choristoneura vanidana  
 Choristoneura pinus  
 Choristoneura osaceana (ハスオビハマキ)  
 Chromatomyia sycamorensis  
 Chrysobothris femorata (リンゴムツボシタムシ)  
 Chrysodeixis chalcites  
 Chrysodeixis inclusa  
 Chrysoidea

Cinnara confinis  
 Cinnara occidentalis  
 Circulifer tenellus (テンサイヨコバイ)  
 Clavigralla elongata  
 Clavigralla elongata  
 Clavigralla tomnensis  
 Clavicornis peritana  
 Clepsis spectrana  
 Cnephasia jactatana  
 Coccotrypes subcristatus  
 Cochlochilabulita  
 Cochlicaleyrodessa  
 Coenullescens  
 Conotrachelus enuphar (スモモゾウムシ)  
 Copitarisia cordata  
 Copitarisia decolorata [SYN. Copitarisia turbatata]  
 Cordylomeratorrida  
 Corizus hyoscyaemi  
 Costelytra zealandica  
 Craspedothrips minor  
 Crepidosummaroidephagus  
 Cricula trifene  
 Cricoceris asparagi  
 Cricoceris duodecimpunctata











Rhachnispiora al  
 ishanensis  
 Rhagolepis cera  
 si (ヨーロッパアウトウミバ  
 エ)  
 Rhagolepis cing  
 ulata (シロオビアウトウミ  
 バエ)  
 Rhagolepis comp  
 leta (クルミミバエ)  
 Rhagolepis faus  
 ta (クロアウトウミバエ)  
 Rhagolepis ind  
 iferens (セイブアウトウ  
 ミバエ)  
 Rhagolepis pom  
 nelia (リンゴミバエ)  
 Rhizophorotrip  
 s cruentatus  
 Rhopalosiphoni  
 us staphyleae  
 Rhopalus tigrin  
 us  
 Riportus denti  
 pes  
 Rivula atimeta  
 Saissetia vivip  
 ara  
 Saperda candida  
 (リンゴシロスジカミキリ)  
 Satornia pavon  
 ia  
 Satornia pyri  
 Scapanes austra  
 lis 「SYN. Orycte  
 saustralis」 (バブ  
 アミツノカブト)  
 Schistocerca gr  
 egaria  
 Schizotetranych  
 us malayanus  
 Sciopithes obsc  
 urus  
 Scirtotrips au  
 ranti  
 Scirtotrips ci

Scirtotrips in  
 Scirpus  
 Scolyppa austr  
 alis  
 Scolytus mult  
 i  
 Scolytus (セスジクイム  
 シ)  
 Scolytus rugulo  
 sus (リンゴカワノクイム  
 シ)  
 Scolytus scolyt  
 us (ヨーロッパノクイム  
 シ)  
 Scolytus ventra  
 lis  
 Scotinophara co  
 arctata  
 Scyphophorus ac  
 upunctatus  
 Selenaspidus ar  
 ticulatus  
 Selenomphalus e  
 uryae  
 Semanotus ligne  
 us  
 Semanotus litig  
 iosus  
 Sinicaepermenni  
 a sauropphaga  
 Sinoxylon anale  
 Sinoxylon conig  
 erum  
 Siphia flavava  
 Siphia maydis  
 Siphianta acuta  
 Sitobion fragar  
 ia  
 Sitobion lutidum  
 Sitobion discode  
 us  
 Sitona humeral  
 is  
 Sitophilus gran  
 arius  
 Sitophilus line  
 aris  
 Spilococcus mam  
 illariae

Spissistilus fe  
 stinus  
 Spodoptera albu  
 pla  
 Spodoptera erid  
 ania  
 Spodoptera frug  
 iperda (ツマジロクサヨト  
 ウ)  
 Spodoptera lati  
 fasciata  
 Spodoptera lit  
 oralis  
 Spodoptera ochr  
 ea  
 Spodoptera orn  
 ithogalli  
 Spodoptera pra  
 efica  
 Stenoma catenif  
 era  
 Stenozygum collo  
 ratum  
 Strategus aloeu  
 s (アロエウスミツノカブトム  
 シ)  
 Strategus anach  
 orata  
 Strategus barb  
 i  
 Strategus jugur  
 tha  
 Strategus sim  
 on  
 Strategus valid  
 us  
 Striglinaschita  
 ria  
 Strymon melianus  
 Systole coriand  
 ri  
 Taegosodes oriz  
 i  
 Taphrorrychus b  
 i  
 Tenotrips disc  
 olor

Tenuipalpus cau  
 datus  
 Tenuipalpus rha  
 gicus  
 Tetranychus des  
 erti  
 Tetranychus lam  
 bi  
 Tetranychus mal  
 aysiensis  
 Tetranychus mar  
 ianae  
 Tetranychus mex  
 icanus  
 Tetranychus pac  
 ificus  
 Tetranychus tur  
 kistani  
 Tetrarriorocera l  
 ongiicornis  
 Thaumetopoea pi  
 tyocampa  
 Thrips angustic  
 eps  
 Thrips atratus  
 Thrips australian  
 is  
 Thrips florum  
 Thrips fuscipe  
 nis  
 Thrips imaginis  
 Thrips major  
 Thrips meridion  
 alis  
 Thrips nelsoni  
 Thrips obscurat  
 us  
 Thrips parvispi  
 nus  
 Thrips safrus  
 Thrips sumatren  
 sis  
 Thrips vulgatis













<p>ケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ペルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>四 インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリヤ、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバ</p>	<p>（セスジキクイムシ）に侵されていないこと（Scolytus multistriatus（セスジキクイムシ）について消毒を行った場合を含む。）</p>
<p>輸出国の政府機関により行われた Scolytus（ヨーロッパニレノキクイムシ）を発見するため適切な認められる方法による検査の結果 Scolytus（ヨーロッパニレノキクイムシ）を</p>	<p>これに属する植物の木材</p>	<p>キア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ペルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア</p>
<p>すいか及びペポかぼちや及びゆうにすいか、ペポかぼちや及びゆうの用供するもの並びに塩基配列を検出するために適切な方法による</p>	<p>イノンド、おらんだぜり、クミン、コエンドロ、セロリ、にんじ、ひめう、いきよう及びへラクレウムの生薬</p>	<p>レノキクイムシ）に侵されていないこと（Scolytus multistriatus（ヨーロッパニレノキクイムシ）について消毒を行った場合を含む。）</p>
<p>そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえらんどが及び生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>八 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリヤ、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニ</p>	<p>七 中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリヤ、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア</p>
<p>輸出国の政府機関により行われた次の検査の結果 Brood result、すいか及びペポかぼちや及びゆうの用供するもの並びにえらんどが及び生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>九 インド、パキスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポー</p>	<p>えらんど、そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>輸出国の政府機関により行われた次の検査の結果 Brood result、すいか及びペポかぼちや及びゆうの用供するもの並びにえらんどが及び生植物（種子及び果実を除く。）</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Xiphinidex（ブドウオオハリセンチュウ）を発見するための適切な認められる方法による検査の結果 Xiphinidex（ブドウオオハリセンチュウ）に侵されていないこと。</p>	<p>輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた Xiphinidex（ブドウオオハリセンチュウ）を発見するための適切な認められる方法による検査の結果 Xiphinidex（ブドウオオハリセンチュウ）に侵されていないこと。</p>







ド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マイヨツト、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モリタニア、リベリア、ルワンダ、レユニオン、スリナム、フランス領ギアナ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア

おぼらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メイソゲイ、オビリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリブ、カカオノキ、カシューナツツ、ガじゆまる、カツパリヌ・セビアリア、カツパリヌ・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パークソニー、キサンツム・アモエナム、キサントフィルム・フラウエスケンヌ、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスベルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリツペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわすずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く）、コツキニア・グランディヌ、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるか

けみかん、サントール、シトロフオーチユネラ・ミクロカルパ、しようべんのか、しろだも、すいか、スクレロカリア・ピレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く）、セルテイス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスマス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはほく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く）、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐるも、ねじれふさまめのか、ハエマトスタフィス・パーテリ、はくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く）、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンドアマニカ、パリナリアナメンシス、ひょうたんのき、ひろはふさまめのか、びわ、

びんろうじゆ、フアラエア・ケイラニカ、フアラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロツスラリオデス、フィクス・コンカテイアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールテイア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く）、ペポかほちや（付表第六十八に掲げるものを除く）、ペリアルティア・ロングフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソビルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、モモルデイカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く）、らんばい、ランブータン、りゆうがん（付表第七十七に掲げるものを除く）、りんご、れいし（付表第

十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く）、レピサントス・テトラフィラ、レピサントス・ルビギノサ、わんび、あかたねのき属植物、かき属植物、カリツサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く）、にんめんし属植物、باشよう属植物、باشよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエロピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカーニア属植物、ロリニ



ピア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、チャゴス諸島、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリウズ、メキシコ、オーストラリア、オーストラリア、領クリスマス島、ココス諸島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生	シウキモ(ア)ムゾドリ	s i a i r f s l C u r c m o a y
リナム、西イ	七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、ス	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生	地下部	e e s E p s p c u	

ランド諸島、ブラグアイ、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ノーフォーク島、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニューギニア	あざみ属植物、もうずいか属植物及びなす科植物の生茎葉	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	ラ(ユ)ド	a a n l e e s a o i p L t e i m c d a r t n t e	菌(シ)ゆんがイ(シ) m c t i o n u r y c y	ムシ(イ)ゾウ u a c a t o s t i s f s
---	--	----------------------------	---------------------	-------	---	-----------------------------------	---------------------------------

オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリ	あざみ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く)の生塊茎等の地下部		(シ)ハム	s s e h o s r a e o o G i n i c t o r d b l		
--	--	---	--	-------	---	--	--

ア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キプロス、スロバキア、スロベニア、セルビア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、クロアチア、デンマーク、チェコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポルトガル、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、ポルトガル、マダガスカル、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、ウガンダ、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、ルワンダ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エ							
--	--	--	--	--	--	--	--

ウチセスモガ  
ユントシイ

ルサルパドル、 グアテマラ、 コスタリカ、 チリ、ニカラ グア、パナマ、 ベネズエラ、 ペリーズ、ペ ルー、ボリビ ア、ホンジュ ラス、メキシ コ、オースト ラリア、ニュ ージーランド	十一 インド、 パキスタン、 トルコ、アイ スランド、ア イルランド、 アゼルバイジ ヤン、アルメ ニア、イタリ ア、ウクライ ナ、ウズベキ スタン、英国、 エストニア、 オーストリア、 オランダ、カ ザフスタン、 キプロス、ギ リシャ、キル ギス、ジョー ジア、スイス、 スウェーデン、 スペイン、ス ロベニア、タ ジキスタン、 チェコ、デン マーク、ドイ ツ、トルクメ ニスタン、ノ ルウェー、ハ ンガリー、フ ランス、ブル ガリア、ベ ルギー、ボス	なす科植物(付表第 四十六に掲げるもの を除く。)の生塊茎等 の地下部
--	--	--

G o o p a e i a (ジャ  
d l a r d b l  
ウチセスロモガ  
ェントシシイ

ニア・ヘルツ エゴビナ、ポ ーランド、ボ ルトガル、マ ルト、モルド バ、ラトビア、 リトアニア、 ロシア、アル ジェリア、カ ナリア諸島、 ケニア、モロ ッコ、アメリ カ合衆国、カ ナダ、エクア ドル、コスタ リカ、コロン ビア、チリ、 パナマ、フォ ークランド諸 島、ベネズエ ラ、ペルー、 ボリビア、ニ ューージーラン ド	十二 ミヤン マー、アラブ 首長国連邦、 イエメン、イ スラエル、イ ラク、イラン、 シリア、トル コ、ヨルダン、 レバノン、欧 州(オランダ 及びキプロス を除く)、ア ルジェリア、 エジプト、チ ュニア、南 アフリカ共和 国、モロッコ、 リビア、アメ リカ合衆国、 カナダ、アル ゼンチン、ウ ルグアイ、エ ルサルパドル	なす科植物(付表第 二十七、第三十、第 四十二、第四十七及 び第六十二に掲げる ものを除く。)の生茎 葉及び生果実
---	--	--

P r o o e n c b t a o s n r (タ  
病ベバ a i a a r p o o e  
菌とコ

キューバ、グ アテマラ、コ スタリカ、ジ ヤマイカ、ド ミニカ共和国、 ニカラグア、 ハイチ、プエ ルトリコ、ブ ラジル、ベネ ズエラ、ホン ジュラス、メ キシコ、オー ストラリア (タスマニアを 除く。)	十三 アメリ カ合衆国、ハ ワイ諸島	アボカド、アルファ ルフア、いんげんま め、インディゴフェ ラ・ヒルスタ、おぐ ら、きだちとうがら し、こしよう、さつ まいも、さとうきび、 すいか、だいこん、 だいず、テードまつ、 とうがらし、とうも ろこし、トマト、に がうり、パイニアッ プル、ピヌス・エリ オッテイ、ペポかぼ ちや、メロン、らつ かせい(さやのない 種子を除く)、リー キ、れいし、アンス リウム属植物(付 表第四十九に掲げる ものを除く)、パシ ヨウ属植物、ふだん そう属植物及びみか ん科植物の生植物の 地下部	十四 イスラ エル、シリア、 トルコ、欧州 (キプロスを除 く)、チュニ ジア、モロッ コ、アメリカ	おおむぎ属植物、こ むぎ属植物及びらい むぎ属植物の茎葉 (つと、こもその他 これらに準ずる加工 品を含む。付表第二十 八及び第三十三にお ける)	アボカド、アルファ ルフア、いんげんま め、インディゴフェ ラ・ヒルスタ、おぐ ら、きだちとうがら し、こしよう、さつ まいも、さとうきび、 すいか、だいこん、 だいず、テードまつ、 とうがらし、とうも ろこし、トマト、に がうり、パイニアッ プル、ピヌス・エリ オッテイ、ペポかぼ ちや、メロン、らつ かせい(さやのない 種子を除く)、リー キ、れいし、アンス リウム属植物(付 表第四十九に掲げる ものを除く)、パシ ヨウ属植物、ふだん そう属植物及びみか ん科植物の生植物の 地下部	十五 朝鮮半 島及び台湾を 除く諸外国	合衆国、カナ ダ、ニュージ ーランド	いて「むぎわら」と いう。)並びにかもじ ぐさ属植物の茎葉 (付表第二十八及び第 三十三に掲げるもの を除く。)	いね、いねわら(か ます、むしろその他 これらに準ずる加工 品を含む。以下同じ 。)(付表第二十九に 掲げるものを除く。) もみ及びもみがら
---	--------------------------	--	--	--	--	---------------------------	--------------------------	---	--

ay o s n m h n X (イ p e z r a o o t a ユンキ	ウチセク ネ	us g a s h n l t D (イ stun uce y i 病菌)	ラミイ 穂	e v t s e z r i n l B a i a l a y o a s a a (イ ネ)	十五 朝鮮半 島及び台湾を 除く諸外国	合衆国、カナ ダ、ニュージ ーランド	いて「むぎわら」と いう。)並びにかもじ ぐさ属植物の茎葉 (付表第二十八及び第 三十三に掲げるもの を除く。)	いね、いねわら(か ます、むしろその他 これらに準ずる加工 品を含む。以下同じ 。)(付表第二十九に 掲げるものを除く。) もみ及びもみがら
--	-----------	---	----------	---	---------------------------	--------------------------	---	--

十六 大韓民 国、イスラエ ル、イラン、 シリア、トル コ、ヨルダン、 レバノン、ア イルランド、 アルバニア、 アルメニア、 イタリヤ、ウ クライナ、英 国、オースト リア、オラン ダ、カザフス タン、北マケ ドニア共和国 キプロス、ギ リシャ、キル ギス、クロア チア、コソボ、 ジョージア、 スイス、スウ エーデン、ス ペイン、スロ バキア、スロ ベニア、セル	かりん、しじみばな、 せいようかりん、び わ、まるめろ、ロ サ・カニナ、アロニ ア属植物、かなめも ち属植物、クラタエ ゴメスピルス属植物、 ざいふりぼく属植物、 さんざし属植物、し やりんとう属植物、 しやりんばい属植物、 ストランウアエシア 属植物、てんのうめ 属植物、デイクトマ ンサス属植物、とき わさんざし属植物、 ドキニア属植物、な し属植物、ななかま ど属植物、ヘテロメ レス属植物、ペラフ イラム属植物、ぼけ 属植物及びりんご属 植物(付表第二十四 第二十五及び第三十 一に掲げるものを除 く。)の生植物(種子
--	--

病 菌 (火傷) a o o y a a n w E 物 動 有 検 種 い し に 日 他 そ 病 菌 細 条 (イネ a o i y o v l c z r

十七 インド、 インドネシア、 カンボジア、 タイランカ、 スリ、台湾、 中華人民共和 国、ネパール、 パキスタン、 バングラデシ ユ、東ティモ ール、フィリ ピン、ブータ ン、ベトナム、 マレーシア、	ド メキシコ、ニ ュージール ランド ク、ロシア、 アルジェリア、 エジプト、チ ュニジア、モ ロッコ、アメ リカ合衆国、 カナダ、グア テマラ、パミ ューダ諸島、 メキシコ、ニ ュージール ランド	を除去、生果実、花 及び花粉を含む。	r a r t a i e i u a i n C i f e c b r b L s t d d a
--	--	-----------------------	--

十八 アルゼ ンチン、ウル グアイ、エク アドル、エル サルバドル、 ガイアナ、グ アテマラ、コ スタリカ、コ ロンビア、ス リナム、トリ ニダード、ト リニダード、 ニカラガ、パ ナマ、パラ グアイ、バル バドス、プエ ルトリコ、ベ ネズエラ、ペ リズ、ホン ジュラス、マ ルティニーク、 メキシコ、プ ラジル、パプ アニューギニ	ミヤンマー、 ラオス、イエ メン、イラン、 オマーン、サ ウジアラビア、 アフリカ、ア メリカ合衆国、 アメリカ領バ ーゼン諸島、 アルゼンチン、 エルサルバド ル、キューバ、 グアテマラ、 グアドループ、 コスタリカ、 ジャマイカ、 ドミニカ、ド ミニカ共和国、 トリニダード ・トバゴ、 ニカラガ、 パナマ、パラ グアイ、バル バドス、プエ ルトリコ、ベ ネズエラ、ペ リズ、ホン ジュラス、マ ルティニーク、 メキシコ、プ ラジル、パプ アニューギニ	ストララシカ、ミク ロシトラス・アウス トリス、ワンピ及 びさるかけみかん属 植物の生植物(種子 及び果実を除く。)	i e i u a i n C 型) リア病   グキ (カ n s n c b r b L s t d d a カメ菌 グニリツ s n c r m e c b r b L s t d d a カフ菌 グニリツ u a
---	---	---	---

あかてつ、アビウ、 あんず、イエローピ タヤ(付表第八十五 に掲げるものを除く )、いちじく、カン ボマネシア・キサン トカルバ、キウイフ ルーツ、くだものと けい、クリソフイル ム・ゴノカルプム、 こだちとまと、ごれ んし、さくらんぼ、 ざくろ、サボジラ、 ジジフス・ジョアゼ イロ、ズエラニア・ ガイドニア、すもも、 なし、パイヤ(付 表第八十四に掲げる ものを除く。)、びわ、 フェイジョア、まる きんかん、マンゴウ (付表第四十三、第五 十一、第五十三及び 第八十七に掲げるも のを除く。)、もも、 ももたまな、かき属 植物、さいちご属植 物(付表第八十二に 掲げるものを除く。)、 コーヒーク属植物、 すのき(こけもも)	ア病   グキ (カ s c t i a r t a ジ菌 グニリツ u i a s e c A型) a u r t r h e t a A s l c e a f a p r s n
---	---

十九 アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	カシューナッツ、くだものつけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーサボテ、マメーリンゴ、まるめる、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く。）、もも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。）、の生果実	二十 エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ	カシューナッツ、くだものつけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーサボテ、マメーリンゴ、まるめる、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く。）、もも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。）、の生果実	Argentina Brazil Chile Colombia Costa Rica Cuba Ecuador El Salvador Guatemala Honduras Mexico Nicaragua Panama Paraguay Peru Bolivia
---	---	---	---	---

二十一 エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふともも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	二十二 アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）、及びユーゲニア属植物の生果実（付表第八十八に掲げるものを除く。）、の生果実	Argentina Brazil Chile Colombia Costa Rica Cuba Ecuador El Salvador Guatemala Honduras Mexico Nicaragua Panama Paraguay Peru Bolivia
--	--	--	---	---

付表	ダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	のとけい、コウマ・ウテイリス、コガネモンビン、こすたりかばんじろう、ごれんし、すいしようがき、スウィートオレンジ（付表第八十六に掲げるものを除く。）、スポンディア・ドウルキス、たちばなあでく、デリオスピロス・デイジナ、てりはばんじろう、ナンセ、バカバヤシ、パイヤ、パラハコルニア・アマバ、ばらみつ、ばんじろう、プシディアウム・アクタングラム、プシディアウム・グイネンセ、プシディアウム・ケンネデイアナム、プシディアウム・サルトリアナム、プシディアウム・ラルオッタアナム、ベルキア・グロツスラリオイデス、ベルキア・デイクトマ、ベルキア・ペントメラ、ポウテリア・トルタ、まれいふともも、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、モンビン、ユーゲニア・ステイピタタ、ユーゲニア・リグストリナ、ユーゲニア・ルスクナテリアナ、れんぶ及びロリニア・ムコサの生果実	Argentina Brazil Chile Colombia Costa Rica Cuba Ecuador El Salvador Guatemala Honduras Mexico Nicaragua Panama Paraguay Peru Bolivia
----	---	---	---

- 一 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 二 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 三 オランダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 五 エスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシヤムテ種及びパレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ボメロ、レモン並びにオアの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカンキツ属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八 スペインから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、パレンシア種及びサルステイア種のスウィートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 九 削除
- 十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるボンカン、タンカン、リュ

ウチン種のスイートオレンジ及びポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十一 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十二 フイリピンから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるソロ種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十三 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十五 フイリピンから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるマニラスーパー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十六 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十七 タイから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるキオウサウエイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十 カナダから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十一 ニューゼーランドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十三 ニューゼーランドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるフアイアブライト種、フアンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十四 ニューゼーランドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十七 カナダから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実

二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣の定める基準に適合しているもの

三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実

三十一 フランスから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるゴールデンデリシヤス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十二 台湾から発送され、他の地域を經由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十五 削除

三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるせいようすもも及びにほんすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十八 チリから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるグレインブルーツ、スイートオレンジ(ハレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る)、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマコーットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十 タイから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十一 イスラエル国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十二 ベルギーから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十三 ブラジルから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるケント種及びトミートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十五 イタリアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるばれいしの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十七 メキシコから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十八 インドから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアンスリウム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十 マレーシアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十一 コロンビアから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるトミートキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十二 ベトナムから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるヒロセレウス・ウシダツツス及びヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十三 ペルーから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるバリーナカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十五 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるバリーナカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十六 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるバリーナカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるバリーナカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの







<p>シア、アメ リカ合衆国 、カナダ、 ニュージー ランド</p>	<p>六 インド 、インドネ シア、カン ボジア、シ ンガポール 、スリラン カ、タイ、 中華人民共 和国、ネパ ール、パキ スタン、バ ングラデシ ュ、フィリ ピン、ブー タン、ペト ナム、香港 、マレーシ ア、ミヤン マー、モル デイブ、ラ オス、アラ ブ首長国連 邦、イエメ ン、イラン 、オマーン 、ウガンダ 、エスワテ ィニ、ケニ ア、ジンバ ブエ、セー シェル、タ ンザニア、 南アフリカ 共和国、ア メリカ合衆 国、バミユ ーダ諸島、 アルゼンチ ン、エクア ドル、エル サルバドル 、ガイアナ</p>	<p>アボカド、カシ ューナツツ、カ ヤ・イボレンシ ス、くだものと けい、げつけい じゆ、ココヤシ 、ごれんし、ざ くろ、サボジラ 、しようが、パ パイヤ、ばんじ ろう、ブクス ス・センペルウ イレンス、まる める、マンゴウ 、れいし、くわ 属植物、ケスト ルム属植物、げ つきつ属植物、 コーヒーノキ属 植物、なし属植 物、はこやなぎ 属植物、ばしよ 属植物、ばんれ いし属植物、ぶ どう属植物、ふ よう属植物、プ ルメリア属植物 、みかん属植物 及びユーゲニア 属植物の生植物 (種子、果実及 び地下部を除く )であつて栽 培の用に供する もの</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検疫 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。</p>	<p>、グアテマ ラ、コスタ リカ、コロ ンビア、ス リナム、ニ カラグア、 西インド諸 島、パナマ 、ブラジル 、フランス 、領ギアナ、 ベネズエラ 、ペリーズ 、メキシコ 、オースト リア領ク リアスマス島 、パプアニ ューギニア 、ハワイ諸 島</p>	<p>七 インド 、台湾、中 華人民共和 国、ネパ ール、パキ スタン、バ ングラデシ ュ、ミヤン マー、アフガ ニスタン、 アラブ首長 国連邦、イ エメン、イ スラエル、 イラク、イ ラン、カタ ール、サウ ジアラビア 、シリア、 トルコ、ヨ ルダン、ア ゼルバイジ ヤン、アル バニア、ア ルメニア、 イタリア、</p>	<p>いんげんまめ、 きだちたばこ、 しまほおずき、 しろばなようし ゆちようせんあ さがお、たばこ 、つのみちよう せんあさがお、 とうがらし、ト マト、はこべほ おずき、くこ属 植物及びなす属 植物の生葉並 びにしまほおず き及びトマトの 生果実</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検疫 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。</p>	<p>ウクライナ 、ウズベキ スタン、英 国、英領チ ヤネル諸島 、オースト リア、オラ ンダ、カザ フスタン、 北マケドニ ア共和国、 キプロス、 ギリシャ、 キルギス、 クロアチア 、コソボ、 ジョージア 、スイス、 スペイン、 スロバキア 、スロベニ ア、セルビ ア、タジキ スタン、チ エコ、ドイ ツ、トルク メニスタン 、ノルウェ ー、ハンガ リー、フラ ンス、ブル ガリア、ベ ルギー、ポ ルシェ、ヘ ルスニア、 ルツェンビ ナ、ポルト ガル、マル タ、モルド バ、モンテ ネグロ、リ トアニア、 ルーマニア 、ロシア、 アフリカ、 アルゼンチ ン、ウエル グアイ、エ ク</p>	<p>アドル、コ スタリカ、 コロンビア 、チリ、パ ナマ、ブラ ジル、ベネ ズエラ、ペ ルー、ボリ ビア</p>	<p>エリカ・キネレ ア、きくごぼう 、キミキフガ・ ラクモサ、てん さい、どいつあ やめ、トマト、 にんじん、ばれ いしよ、ポテン ティラ・フルテ イコサ、ヨーロ ッパしらかんば 、ロニケラ・ク シロステウム、 かえで属植物及 びこまくさ属植 物の生植物の地 下部であつて栽 培の用に供し得 るもの</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検疫 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。</p>	<p>る検査が行わ れ、かつ、T u t a b s o l u t a (トマトキバ ガ)に侵され ていないこと が特記されて いること。</p>
--	--	---	--	---	--	---	--	--	---	--	--	--

<p>九、大韓民 国、パキ スタン、イ スラエル、 イラク、イ ラン、シ リア、トル コ、ヨル ダン、ア イルラン ド、アゼル バイジャン 、アルバ ニア、アル メニア、イ タリヤ、ウ クライナ、 ウズベキ スタン、英 国、エスト ニア、オス トラリア、 オランダ、 フィンラン ド、カザ フスタン、 北マケド ニア、共和 国、ギリシ ヤ、キルギ スタン、ク ロアチア 、コソボ、 ジョージ ア、スイス 、スウェー デン、ス ロバニア、 スロベニ ア、セル ビア、タ ジキスタ ン、チェコ 、デンマ ーク、ド イツ、ト ルクメニ スタン、ハ</p>	<p>しよくようだい おう、トマト、 ほうれんそう、 あぶらな属植物 及びふだんそ 属植物の生植物 の地下部であつ て栽培の用に供 し得るもの</p>	<p>ユウ)に侵さ れていないこ とが特記され ていること。 1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 栽培地におい てHetero sidera schach tii(テン サイシストセ ンチュウ)を 発見するため に適切と認め られる方法に よる検査が行 われ、かつ、 Hetero sidera schach tii(テンサ イシストセン チュウ)に侵 されてい ないことが特 記されている こと。</p>
<p>フィンガ リ、フ ラン ス、ブル ガ リア、ペ ラ ル シ、ベ ル ギー、ポ ー ランド、 ボ スニア・ ヘルツ ェ ゴ ビ ナ、ポ ル トガ ル、モ ル ドバ、 モ ン テ ネ グ ロ 、ラ ト ビ ア 、リ ト ア ニ ア、ロ シ ア、エ ジ プ ト、カ ー ボ ベル デ、カ ナ リア 諸 島、 ガ ン ビ ア 、セ ネ ガ ル 、南 ア フリ カ 共 和 国、 モ ロ ッ コ、 リ ビ ア、 メ リ カ 合 衆 国、カ ナ ダ 、チ リ、 ペ ル ー、 メ キ シ コ、 オ ー ス トラ リ ア 、 ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド、 ハ ワイ 諸 島</p>	<p>ア ス パ ラ ガ ス、 お ら ん だ い ち ご 、 き く ご ぼ う、 き ん ぐ さ り、 て ん ま つ 、 に ん じ ん、 ば れ い し よ、 ゆ き づ り、 よ う し ゆ と り か ぶ と、</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 栽培地におい てMeloi doglyne falla x(ニセコ ロ ン ビ ア ネ コ ブ セン チュ ウ)に 侵 さ れ て い ない こ と が 特 記 さ れ て い る こ と。</p>
<p>十一、イ ン ド、ア ゼ ル バ イ ジ ヤ ン 、 ア ル メ ニ ア、 ウ ク ラ イ ナ、 ウ ズ ベ キ ス タ ン、 英 国、 エ ス ト ニ ア、 オ ラ ン ダ、 カ ザ フ ス タ ン、 キ ル ギ ス 、 ジ ョ ー ジ ア、 タ ジ キ ス タ ン、 フ ラ ン ス、 オ ー ス ト リ ア、 ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド</p>	<p>ア ト リ ブ レ ク ス ・ コ ン フ エ ル テ イ フ オ リ ア、 い ん げ ん ま め、 オ ブ ン テ イ ア ・ ト ル テ イ ス ピ ナ ア ・ フ ラ ギ リ ス 、 お ら ん だ ふ う ろ、 き ゆ う り、 サ ル ソ ラ ・ カ リ 、 し ろ ぎ、 す べ り ひ ゆ、 だ い こ ん、 て ん に ん ぎ く、 と う が ら し 、 ト マ ト、 は ま び し、 ば ら も ん</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 栽培地におい てMeloi doglyne falla x(ニセコ ロ ン ビ ア ネ コ ブ セン チュ ウ)に 侵 さ れ て い ない こ と が 特 記 さ れ て い る こ と。</p>
<p>十二、イ ン ド、イ ン ド ネ シ ア、 シ ン ガ ポ ール 、ス リ ラ ン カ、 タイ 、中 華 人 民 共 和 国、 パ キ ス タ ン、 バ ン グ ラ デ シ ユ、 フ イ リ ピ ン、 ベ ト ナ ム、 香 港 、マ レー シ ア、 オ マ ー ン、 英 国、 オ ラ ン ダ、 デ ン マ ー ク 、 ド イ ツ 、 フ ラ ン ス、 ポ ー ラ ン ド 、 ウ ガ ン ダ 、 エ ジ プ ト 、 ガ ー ナ ア、 ア 、 ガ ー ナ</p>	<p>ア ボ カ ド、 う こ ん、 エ ピ ブ レ ム ヌ ム、 ア ウ レ ウ ム、 お く ら、 キ ルト ス ペ ル マ ・ シ ヤ ミ ツ ソ ニ ス、 ク ブ レ ッ ス、 ク ア ロ カ ル パ、 ケ ロ シ ア ・ ニ テ イ ダ、 コ コ ヤ シ、 さ と い も 、 さ と う き び、 し よ う が、 し よ く よ う か ん な、 く よ う か ん な、 だ い し よ、 ち や 、 と う も ろ こ し 、 ト マ ト、 な す 、 ば れ い し よ、 ば ん ろ う じ ゆ、 び ん ろ う じ ゆ、 め き し こ い と す ぎ 、 ら つ か せ い (さ や の な い 種 子 を 除 く)、 カ ラ テ ア 属 植 物、 く ず う こ ん 属 植</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 栽培地におい てNacob busab erans (ニセネ コ ブ セン チュ ウ)に 侵 さ れ て い ない こ と が 特 記 さ れ て い る こ と。</p>

、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マリ、ウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、パナマ、セントビンセント、トリンダード、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード、トバゴ、ニカラグア、パ	物、コーヒーノキ属植物、こしやう属植物、ぼしよう属植物、ファイロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物、ふだんそらう属植物及びほらうらいしやう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンスリウム属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Raldopholsimilis (パナネモグリセンチュウ) に侵されていないことが特記されていること。
--	--	--

ナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリーズ、バルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニューエ、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	あきこれ、あさぶらつばき、アラビアコーヒー、アングロニア、アングステイフオリア、えのきぐさ、エラエオカルプス、デキピエンス、エンテロロビウム・コントルテム・シラクウム、オシラクラデス・マクラタ、オルモシア・ホシエイ、カリステモン・ウイミナリス、キヤツサバ、きゆうり、くずうこん、くちなし、クロゲンデルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、く	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。
--	--	---

スタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	わくさ、けいと、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまほおずき、しようが、しようじようじようばく、じよおや、じよおや、しよろギニアヤム、しろこやまも、すいか、ステノケレウス・クエラタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソランドラ・マクシマ、だいず、たばこ、たまさんご、だんごぼろぎ、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロウガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかざら、ビルソニマ・キドニーフォリア、ペポかぼちや、みばしやう、モルス・セルテ	められる方法による検査が行われ、かつ、Meloidontyneriolobierに侵されていないことが特記されていること。
-----------------------------	---	---

十四、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイルランド、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	アイスクルス・カリフォルニア、あかつゆ、アロクトスタフィロク・スタンプ、オーディアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キツクス・ヒポグラウカ、くさばけ、グメリナ・ライヒハルデイ、こしやうぼく、こぼろのき、こぶかえで、ざくろ、サリックス・カプレア、サリックス・マクロナタ、サリックス・ラシオレピス、しまとべら、シヨワジア・テルナタ、シフォリカルポス・オルビクラツス、せいようきづた、せいようきやうちくと、せいようし、せいようし、ねりこ、せいようにわたこ、せいようはこやなぎ、せいようは	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。
--	---	---

2 1の検査の写しには、栽培地においてEutypa latataを発見するたに適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Eutypa latataに侵されていないことが特記されていること。
--

、オースト  
ラリア、ニ  
ュージーラ  
ンド

しばみ、せいよ  
うはるにれ、ソ  
ルブス・アリア  
、テレピンノキ  
、なし、なつぼ  
だいじゆ、ビス  
タキア・レンテ  
イスクス、ビス  
タシオノキ、ひ  
ろはかえで、び  
わ、ふさあかし  
あ、べるしやぐ  
るみ、ベルベリ  
ス・ダーウイニ  
ー、まるめる、  
むらさきはしど  
い、もみじばす  
ずかけのき、よ  
うしゆいばた、  
ヨーロッパな  
かまど、ヨーロ  
ッパぶな、ラン  
タナ、レモン、  
ロニケラ・アル  
ピゲナ、ロニケ  
ラ・クシロステ  
ウム、がまずみ  
属植物、ぎより  
ゆう属植物、く  
ろうめもどき属  
植物、ケアノツ  
ス属植物、こな  
ら属植物、さく  
ら属植物、さん  
ざし属植物、し  
やりんとう属植  
物、すぐり属植  
物、ばら属植物  
、ひとつばえに  
した属植物、ぶ  
どう属植物、み  
ずき属植物及び  
りんご属植物の  
生植物（種子及  
び果実を除く。）

十五	インド、ネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、ウガンダ、エスワティニ、ガーナ、ケニア、ジンバブエ、チユニジア、ナイジェリア、ナミビア、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ	であつて栽培の用に供するものからたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。
十六	アイランド、英国、チリ、ニュージーランド	あめりかいわなにてん、ウアツキニウム・ミルテイルス、せいようきつばた、せいようとのき、せいようばくちのき、せいよこいあおすぎ、せ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し

十七	バトナム、アイランド、イタリア、英国、英領チャネル諸	チェリモヤ、ボドカルブス・サリグヌス、ヨロツパぐり、ロマテイア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つじじ属植物、ドリミス属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	た検査証明書又はその写しを添付してあること。
十八	トリトカルフロリス、ヒドランガイ、ひめつたる	とさみずき、ノ	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が

島、オランダ、ギリシヤ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポロランド、ル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	にちちそう、ロフオステモツ・コンフェルツス、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそ属植物、アルクトスタフィロ属植物、アルプツス属植物、いすのき属植物、いわんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かやみ属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キツツ属植物、きつた属植物、きょうちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、く	付着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。
十九	属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かやみ属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キツツ属植物、きつた属植物、きょうちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、く	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が

ろばなるうばい  
 属植物、ケアノ  
 ツス属植物、ゲ  
 ウイナ属植物、  
 げつけいじゆ属  
 植物、ケラトニ  
 ア属植物、こな  
 ら属植物、さく  
 ら属植物、しい  
 属植物、しおで  
 属植物、しなの  
 き属植物、しや  
 りんとう属植物  
 、シヨワジア属  
 植物、しらたま  
 のき属植物、シ  
 ンフオリカルポ  
 ス属植物、すい  
 かずら属植物、  
 すぐり属植物、  
 すのき(こけも  
 も)属植物、セ  
 コイア属植物、  
 ゼノビア属植  
 物、つが属植  
 物、つじ属植物、  
 つばき属植物、  
 つばめおもと属  
 植物、つまとり  
 そう属植物、て  
 いかかずら属植  
 物、とうひ属植  
 物、とがさわら  
 属植物、ときわ  
 さんざし属植物  
 、ときわまんざ  
 く属植物、とち  
 のき属植物、と  
 ねりこ属植物、  
 とねりばはぜの  
 き属植物、とべ  
 ら属植物、ドリ  
 ミス属植物、な  
 んきよくぶな属  
 植物、にしぎ  
 属植物、にれぎ  
 属植物、にわたこ

属植物、はこや  
 なぎ属植物、は  
 しどい属植物、  
 はしばみ属植物  
 、はなぞおう属  
 植物、ばら属植  
 物、バラクメリ  
 ア属植物、パロ  
 ッテイア属植物  
 、はんのき属植  
 物、ばんれいし  
 属植物、ひいら  
 ぎなんてん属植  
 物、ひのき属植  
 物、ひめしやく  
 物、ひめしやく  
 なげ属植物、ひ  
 めつばき属植物  
 、フィソカルプ  
 ス属植物、フク  
 シア属植物、ぶ  
 な属植物、ヘテ  
 ロメレス属植物  
 、まいづるそう  
 属植物、まつ属  
 植物、まてばし  
 い属植物、まん  
 さく属植物、み  
 ずき属植物、め  
 ぎ属植物、もく  
 せい属植物、も  
 くれん属植物、  
 もくれんもどき  
 属植物、もちの  
 き属植物、もみ  
 属植物、やなぎ  
 属植物、やぶこ  
 うじ属植物、や  
 ぶにんじん属植  
 物、ユーカリノ  
 キ属植物、ゆず  
 りは属植物、ゆ  
 りのき属植物、  
 りんご属植物、  
 びりんねそう属  
 植物の生植物  
 (種子及び果実  
 を除く。)であ

十八、イラ ン、トルコ 、アイルラ ンド、アル バニア、イ クリア、ウ クライナ、 オーストリ ア、オラン ダ、北マケ ドニア共和 国、ギリシ ヤ、クロア チア、スイ ス、スベ イン、スロバ キア、スロ ベニア、セ ルビア、チ エコ、デン マーク、ド イツ、ノル ウエー、ブ ルガリア、 ベルギー、 ポーランド 、ポルトガ ル、ルーマ	ゼルコウ・カ ルピニフオリア 及びこれ属植物 の生植物(種子 及び果実を除く )及び木材	つて栽培の用に 供するもの並び にこれらの植物 の葉、枝、樹皮 その他の部分 (種子及び果実 を除く。)及び これらの植物の 葉、枝、樹皮そ の他の部分が微 生物その他の生 物により分解さ れて生じた有機 物であつて、植 物の植込みの用 又は植物が生 育するための土壌 の被覆の用に供 するもの	1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 Ophiops tomia ovobul mi sub sp. n. o volun iを発生する ために適切と 認められる方 法による検査
--	---	---	--

ア ニア、ロシ	十九、イン ド、インド ネシア、タ イ、大韓民 国、台湾、 中華人民共 和国、イス ラエル、ト ルコ、イタ リア、ギリ シヤ、セル ビア、ハン ガリー、ナ イジェリア 、南アフリ カ共和国、 アメリカ合 衆国、コス タリカ、ブ ラジル、オ ーストラリ ア、北マリ アナ諸島、 グアム	きゆうり、すい か、せいようか ぼちや、せいよ うかぼちや及び にほんかぼちや の交雑種、とう がん、にがうり 、にほんかぼち や、ペポかぼち や、メロン並び にゆうがおの生 植物(果実を除 き、種子を含む )であつて栽 培の用に供す るもの	1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 次のいずれか の措置が行わ れ、かつ、A cidov raxav enas cuben as litrul (スイカ 果実汚斑細菌 病菌)に侵さ れていないこ とが特記され ていること。 一 栽培地に おいてAcic idov en x av er a
------------	--	--	---





ンテイリス・ヘ  
ルマニアエ、イ  
ウア・アンヌア  
、いたどり、い  
ちじく、いちよ  
う、いぬびえ、  
いわだれそう、  
ウイキア・ルド  
ウイキアナ、ウ  
イテクス・ルケ  
ンス、ウイブル  
ヌム・ティヌス  
、うらじろあか  
めがしわ、エキ  
ウム・ブランタ  
ギネウム、エス  
カロニア・モン  
テビデンシス、  
えぞのへびいち  
ご、エリカ・キ  
ネレア、エレモ  
ファイラ・マクラ  
タ、エンケリ  
ア・ファリノサ  
、おおあざみ、  
おきなわすずめ  
うり、おとめふ  
うろ、おひしば  
、オリガヌム・  
マヨラナ、かき  
、かじのき、か  
なむぐら、カマ  
エクリスタ・フ  
アスキクラタ、  
からすむぎ、か  
らたち、カリブ  
トカルプス・ピ  
アリスタツス、  
きぬげちちこぐ  
さ、ぎよりゆう  
もどき、きんご  
じか、ぎんばい  
か、グレヴィレ  
ア・ユニペリナ  
、クロトン・セ  
テイゲルス、ク  
ロリス・ハロフ

l l a f a  
s t i d i o  
s a に 侵 さ れ  
て い な い こ と  
が 特 記 さ れ て  
い る こ と。

イラ、げつけい  
じゆ、コエロラ  
キス・キリンダ  
リカ、ごくら  
ちようか、こし  
ようぼく、こせ  
んだんぐさ、こ  
だちあさがお、  
こぬかぐさ、こ  
はこべ、コリノ  
カルプス・ラエ  
ウイガツス、コ  
ロニラ・ヴァレ  
ンテイナ、さる  
おがせもどき、  
サルソラ・ツラ  
グス、シジギウ  
ム・パニクラツ  
ム、シンシブル  
ウム・イリオ、  
ジャカランダ・  
ミモシフオリア  
、しろぎ、しん  
くりのいが、シ  
ンファイオトリク  
ム・ディウアリ  
カツム、すずめ  
のかたびら、す  
べりひゆ、スベ  
ルマコセ・ラテ  
イフオリア、せ  
いばんもろこし  
、せいようきづ  
た、せいようき  
ようちくとう、  
せいようたんぼ  
ぼ、せいようめ  
した、セタリ  
ア・マグナ、ソ  
フォラ・セケン  
デイフロラ、た  
いさんぼく、ダ  
ツラ・ライテイ  
イ、たわだぎく  
、チャタルパ・タ  
シケケンテンシ  
ス、つるうめも

どき、つるめひ  
しば、テウクリ  
ウム・カピタク  
ム、テータまつ  
、どくにんじん  
、とげちしや、  
ながばぎしぎし  
、なずな、なつ  
つばき、なはか  
のこそう、なん  
てん、ネプツニ  
ア・ルテア、の  
りうつぎ、はい  
きんぼうげ、は  
うちわのき、は  
ぜらん、パツシ  
フロラ・フォエ  
テイダ、バーベ  
ナ・リトラリス  
、パラゴムノキ  
、はりえんじゆ  
、はりまつり、  
ハロラギス・エ  
レクタ、ピスタ  
シオノキ、ヒペ  
リクム・ペルフ  
オラツム、ヒポ  
カエリス・ブラ  
シリエンシス、  
ひめいらくさ、  
フアグナロン・  
サクサチレ、フ  
アラリス・アン  
グスタ、ファイリ  
レア・ラテイフ  
オーリア、フク  
シア・マゲラニ  
カ、ふくわばも  
くげんじ、プテ  
リデイウム・ア  
クイリヌム、ぶ  
な、フラング  
ラ・アルヌス、  
フロミス・フル  
テイコサ、ヘテ  
ロテカ・グラン  
デイフロラ、ヘ

テロメレス・ア  
ルブテイフオリ  
ア、へらおおぼ  
こ、ほそばめは  
じき、ホホバ、  
マーガレット、  
マルウア・パル  
ウイフロラ、マ  
ルビウム・ウル  
ガレ、まんねん  
ろう、みなとあ  
かぎ、むぎくさ  
、むくろじ、メ  
リキツス・ラミ  
フロルス、メリ  
コペ・テルナタ  
、メリタ・シン  
クライリー、メ  
リツサ・オッフ  
イキナリス、メ  
レミア・マクロ  
カリクス、モデ  
イオラ・カロリ  
ニアナ、もみじ  
ばふう、モンテ  
イアストルム・  
リネアレ、モン  
テイア・リネア  
リス、やつで、  
やなぎばぐみ、  
やぶちよろぎ、  
ユーゲニア・ミ  
ルテイフオリア  
、ユニベルス・  
アシエイ、ゆり  
のき、ラヴァテ  
ラ・クレテイカ  
、ラティビダ・  
コルムナリス、  
ラムヌス・アラ  
テルムス、ル  
タ・カレペンシ  
ス、ルドヴィギ  
ア・グランディ  
フロラ、あかし  
あ属植物、あき  
のきりんそう属



<p>共和国、ペネズエラ、ネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p> <p>サ属植物、ダツラ属植物、ブルグマンシア属及びペチュニア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>	<p>二十五 中華人民共和国、イスラエル、シリア、トルコ、インド、イタリア、英国、オーストラリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チエコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナリア、アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ、ニュージーランド</p> <p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゅうんぎく、いぬほおずき、エキウラム・クレテイクム、エキウラム・フレミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、コニザ・アルビダ、シシンプリウム・イリオ、せいようたんぼぼ、デイブロタクシス・エルコイデス、トマスコパリア、ばれいしよ、ピプタテルム・ムルティフロラム、ひろはひるが、ペピーノ、ほんきんせんか、みなとあかざ、めぼうき、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、リコペルシコン・クメリエレウスキ、リコペルシコン・パウルシフロラム、お</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>ド、ジョーラン</p> <p>ぼこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるが、お属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>	<p>二十六 イタリヤ、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ</p> <p>とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア(シーマニア)・ギムノシア・グロキシニア(シーマニア)・ネマトンデス、グロキシニア(シーマニア)・プルマラスケンス、コルムネア・エリトロフアエア、ソラヌム・ストラモニーフォルム、とうがらし、トマト、ネマトンツス・ウエツツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドウラタ及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p>
<p>二十七 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタ、エジプト、カメルーン、スーダン、モロッコ、アメリカ合衆国、ガイアナ、キューバ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、プエルトリコ、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島</p> <p>あかつゆ、アボカド、しるこやまも、いちじく属植物、カリツサ属植物、きようちくとう属植物、なし属植物、にれ属植物、まきばぶらしのき属植物、みかん属植物、もちのき属植物、ユーカリノキ属植物及びりんご(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>2 1の検査の写しには、栽培地において Sphaeropsis aciens (カンキツ類)を発見するために適切な方法による検査が行われ、かつ、Sphaeropsis aciens (カンキツ類)を発見するに適合する方法による検査が行われ、かつ、Sphaeropsis aciens (カンキツ類)に侵されてないことが特記されていること。</p>	<p>二十八 インドネシア、イスラエル、イタリア</p> <p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプト</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着してないことが特記されていること。</p>
<p>ア、オーストラリア、オランダ、クローチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガナ、コートジボワール、セネガル、チュニジア</p> <p>ソレン・ジェイムソニー、ソラツテイ、たまさんご、つるはなす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>2 1の検査の写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato rot virus にかつてないことが特記されていること。</p>	<p>二十九 インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島</p> <p>トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びに、なす、ひめつるにち、ア属植物、バナ属植物及びペチュニア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査の有害動植物が附着してないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。</p> <p>2 1の検査の写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tomato rot virus にかつてないことが特記されていること。</p>



<p>三十五、イ タリヤ、英 国、オラン ダ、スウェ ーデン、ベ ルギー、ポ ーランド、 アルジェリ ア、エチオ ピア、モロ ッコ、リビ ア</p>	<p>えんどう及びそ らまめの種子で あつて栽培の用 に供するもの並 びにアルファル ファ、いんげん まめ、えんどう 、きばなのはう ちわまめ及びそ らまめの生植物 (種子及び果実 を除く。)であ つて栽培の用に 供するもの</p>	<p>認められる方 法による検査 が行われ、かつ、 M a i z e rotic m o t t l e v i r u s に侵されてい ないことが特 記されている こと。</p>
<p>brearily ungviri ないこと が特記され ていること。</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。</p>
<p>三十七、イ ンド、イン ドネシア、 スリランカ 、タイ、台 湾、パキス タン、パキ スタン、グ ラデシュ 、フィリピ ン、イラン 、イタリヤ 、ギリシャ 、スペイン 、ポルトガ ル</p>	<p>あまめしば、い ぬほおずき、エ クバリウム・エ ラテリウム、お くら、カロトラ ビス・プロケラ 、きゆうり、ク ロッサンドラ インフンディ リフォルミス 、クロトン・ポ ン、けし、ケナ フ、けぶかわた</p>	<p>三十六 全 ての地域 とうがらし及び トマトの生植物 (果実を除き、 種子を含む。) であつて栽培の 用に供するもの</p>
<p>三十八、イ ンド、中華 人民共和國 、パキスタ ン、イラン 、シリア、 トルコ、ヨ ルダン、ア ルバニア、 イタリヤ、 ウクライナ 、ウズベキ スタン、英</p>	<p>せいようまゆみ 、ながぼくこ、 ようしゆいぼた 、さくら属植物 、しなのき属植 物及びしもつけ 属植物の生植物 (種子及び果実 を除く。)であ つて栽培の用に 供し得るもの</p>	<p>ル、アルジ エリア、カ ナリア諸島 、セーシェ ル、チュニ ジア、モロ ッコ 、コッキニア ・ グラデイス 、さざげ、しまか んぎく、しろば なようしゆちよ うせんあさがお 、すいか、せい ようかぼちや、 だいや、たかさ ぶろう、とうが ん、とうごま、 とかどへちま、 トマト、なす、 にがうり、にほ んかぼちや、に んじん、のげし 、パイヤ、は やとうり、ばれ いしよ、ひらま め、フイサリ ス・ミニマ、ヘ ちま、ベニカ サ・フイストロ サ、ペボかぼち や、メロン、モ モルディカ・デ イオイカ、ゆう がお及びとうが らし属植物の生 植物(種子及び 果実を除く。) であつて栽培の 用に供し得るも の</p>
<p>三十九、イ ンド、中華 人民共和國 、パキスタ ン、イラン 、シリア、 トルコ、ヨ ルダン、ア ルバニア、 イタリヤ、 ウクライナ 、ウズベキ スタン、英</p>	<p>せいようまゆみ 、ながぼくこ、 ようしゆいぼた 、さくら属植物 、しなのき属植 物及びしもつけ 属植物の生植物 (種子及び果実 を除く。)であ つて栽培の用に 供し得るもの</p>	<p>国、オース トリア、オ ランダ、カ ザフスタン 、北マケド ニア共和国 、キプロス 、ギリシャ 、クロアチ ア、スイス 、スペイン 、スロバキ ア、スロベ ニア、セル ビア、チェ コ、デンマ ーク、ドイ ツ、ノルウ エー、ハン ガリー、フ ィンランド 、フランス 、ブルガリ ア、ペラル ーシ、ベル ギー、ボス ニア・ヘル ツェゴビナ 、ポーラン ド、ポルト ガル、モル ドバ、モン テネグロ、 ラトビア、 リトアニア 、ルクセン ブルク、ル ーマニア、 ロシア、エ ジプト、チ ュニジア、 アメリカ合 衆国、カナ ダ、アルゼ ンチン、チ リ</p>
<p>四十、イ ンド、中華 人民共和國 、パキスタ ン、イラン 、シリア、 トルコ、ヨ ルダン、ア ルバニア、 イタリヤ、 ウクライナ 、ウズベキ スタン、英</p>	<p>せいようまゆみ 、ながぼくこ、 ようしゆいぼた 、さくら属植物 、しなのき属植 物及びしもつけ 属植物の生植物 (種子及び果実 を除く。)であ つて栽培の用に 供し得るもの</p>	<p>るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 栽培地におい てPlum pox vi rus(ウメ 輪紋ウイルス) を発見する ために適切 と認められる 方法による検 査が行われ、 かつ、Plu mpox virus (ウメ輪紋ウ イルス)に侵 されることが 特記されて いること</p>

<p>三十九 ア メリカ合衆 国、カナダ</p>	<p>とうもろこしの 種子であつて栽 培の用に供する もの</p>	<p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 栽培地におい てClavibacter michiganensis sp. nov.、 burskew nensis(ト ウモロコシ葉 枯細菌病菌) を発見するた めに適切と認 められる方法 による検査が 行われ、かつ 、Clavibacter michiganensis sp. nov.、 burskew nensis(ト ウモロコシ葉 枯細菌病菌) に侵されてい ないことが特</p>
----------------------------------	---	---

<p>四十 中華 人民共和国 、ベトナム 、マレーシ ア、イタリ ア、ウクラ イナ、ポー ランド、ル ーマニア、 アメリカ合 衆国、カナ ダ、アルゼ ンチン、ガ イアナ、コ スタリカ、 プエルトリ コ、ペルー 、ボリビア 、メキシコ</p>	<p>テオシント及び とうもろこしの 種子であつて栽 培の用に供する もの並びにテオ シント、とうも ろこし及びびさ うきび属植物の 生植物(種子及 び果実を除く。 )であつて栽培の 用に供し得るも の</p>
--	---

<p>記されている こと。 1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 次のいずれか の措置が行わ れ、かつ、P antoeas tewartii sp. nov.、 stewartii (トウ モロコシ萎ち よう細菌病 菌)に侵され ていないこと が特記されて いること。 一 栽培地に おいてPan tewartii sp. nov.、 stewartii (トウモロ コシ萎ちよう 細菌病菌)を 発見するため に適切と認め</p>
---

<p>別表二の三(第三十一条の三関係) 検査の区分 機械器具その他の設備</p>	<p>四十一 中 華人民共和 国、イスラ エル、スイ ス、チェコ ン、アメリ カ合衆国、 ブラジル、 メキシコ</p> <p>とうがらし及び トマトの種子で あつて栽培の用 に供するものと 並びにとうがら し、とうがらし の生植物(種 子及び果実を除 く。)であつて 栽培の用に供す るもの</p> <p>1 輸出国の 政府機関によ り発行され、 かつ、その検 査の結果検査 有害動植物が 付着していな いことを確か め、又は信ず る旨を記載し た検査証明書 又はその写し を添付してあ るものである こと。 2 1の検査 証明書又はそ の写しには、 核酸の塩基配 列を検出する ために適切と 認められる方 法による検査 が行われ、か つ、Tomato swarmy virusに侵 されていな いことが特記さ れていること</p>	<p>られる方法に よる検査が行 われていないこ と。 二 核酸の塩 基配列を検出 するために適 切と認められ る方法による 検査が行われ ていること。</p>
--	--	--

<p>植物の栽培 地における 検査 の設備</p> <p>一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を 行うのに必要な機械器具その他 の設備</p>	<p>別表二の四(第三十一条の三関係) 検査の区分 機械器具その他の設備</p> <p>消毒に關 する検査 設備</p> <p>一 保護具 二 その他上欄に掲げる検査を行 うのに必要な機械器具その他の 設備</p>	<p>別表二の五(第三十一条の三関係) 検査の区分 検査の内容 機械器具その他の設備</p> <p>遺伝子診 断</p> <p>一 核酸増幅器 二 滅菌機 三 その他中欄に掲げる内 容の検査を行うのに必要な 機械器具その他の設備</p>	<p>他の高度 の技術を 要する 検査</p> <p>血清学的 診断</p> <p>一 恒温器 二 その他中欄に掲げる内 容の検査を行うのに必要な 機械器具その他の設備</p>	<p>微生物学 的検査</p> <p>一 滅菌器 二 その他中欄に掲げる内 容の検査を行うのに必要な 機械器具その他の設備</p>	<p>栽培検定 又は植物 への接種 による病 徴診断・ 病原性検 査</p> <p>一 温室又は人工気象機器 二 その他中欄に掲げる内 容の検査を行うのに必要な 機械器具その他の設備</p>	<p>線虫検査</p> <p>一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内 容の検査を行うのに必要な 機械器具その他の設備</p>
--	---	--	--	---	---	---

別表二の六(第三十一条の四関係)	検査の区分	機械器具その他の設備
	植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	一 検査器具 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
地域	植物又は指定物品	備考
一 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)	かぼちや、すいか及びとうがんの生果実	(まんなん) 延防止を要する有害動物は有害植物(害は又動)
二 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を除く。)	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部(さつまいもの生塊根であつて第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。)	エミウ
三 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を除く。)	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	カキツ
四 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を除く。)		グニ
五 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を除く。)		病
六 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を除く。)		菌

論島を	みかん属の生植物(種子及び果実を除く。)	カキツ
四 北緯二十度五分以南、北緯十七度十分以南の南西諸島(徳之島を除く。)	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	グニ
五 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を除く。)	アエグロブシス・チヴァリアリ、アタランテア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、ラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、コルディア・ミックサ、サルカケミカン、シトロブシス・ギレテアアナ、シトロブシス・スクウエインフルテイ、スウイングレア・グルティノール、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンブルス・ミシオニス、ベルノキ、マイクロシトラス・アウストララシカ、マイクロシトラス・アウストラリス、マイクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及び	ミジミ
六 北緯二十度五分以南、北緯十七度十分以南の南西諸島(徳之島を除く。)	アエグロブシス・チヴァリアリ、アタランテア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、ラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、コルディア・ミックサ、サルカケミカン、シトロブシス・ギレテアアナ、シトロブシス・スクウエインフルテイ、スウイングレア・グルティノール、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンブルス・ミシオニス、ベルノキ、マイクロシトラス・アウストララシカ、マイクロシトラス・アウストラリス、マイクロシトラス・パプアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及び	ミジミ

別表四(第三十五条の二、第三十五条の五関係)	地域	植物又は指定物品	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)		トマト、パイマン、ピーマン、ポスカン及びマン	エ
二 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)			
三 北緯二十九度十分以南の南西諸島(大東諸島を含む。)			
四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)			
五 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)			

別表五(第三十五条の六関係)	植物又は指定物品	方法	消毒基準	備考
一 北緯二十九度十分以南の南西諸島(大東諸島を含む。)	生のカンボク	臭化メチル	消毒基準	果実
二 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く。)	果実	臭化メチル	消毒基準	ゴウの生
三 北緯二十九度十分以南の南西諸島(大東諸島を含む。)	果実	臭化メチル	消毒基準	イモゾウムシ
四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)	果実	臭化メチル	消毒基準	アリモドキゾウムシ
五 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)	果実	臭化メチル	消毒基準	サツマイモノメイガ









六	かんきつ	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミカンバエ
五	かき	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキムシ類
四	おうとう	ハダニ類
三	いね	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類、イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウシカ及びフタオビコヤガ
二	いちじ	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
一	アスパラガス	アザミウマ類

別表十(第四十条関係)  
 寄主植物又は有害植物  
 宿主植物  
 第一 有害動物  
 一 アスパラガス  
 二 いちじ  
 三 いね  
 四 おうとう  
 五 かき  
 六 かんきつ

Bactrocera tryoni (クイ  
 ンスランドミバエ)  
 Ceratitis capitata (チ  
 チユウカイミバエ)  
 Cydia pomonella (コドリ  
 ガ)  
 Cylas formicarius (アリ  
 モドキノウムシ)  
 Euscepes postfasciat  
 us (イモゾウムシ)

第二 有害植物  
 Candidatus Liberibac  
 ter africanus (カンキツグ  
 リニング病菌アフリカ型)  
 Candidatus Liberibac  
 ter americanus (カンキツグ  
 リニング病菌アメリカ型)  
 Candidatus Liberibac  
 ter asiaticus (カンキツグ  
 リニング病菌アジア型)  
 Erwinia amylovora (火傷  
 病菌)

七	きく	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
八	キャベツ	アブラムシ類及びモンシロチヨウ
九	きゅうり	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
十	さつま	ナカジロシタバ
十一	さと	アブラムシ類
十二	さとう	カンシヤコバナナガカメムシ及びメイチュウ類
十三	すいか	アブラムシ類
十四	だい	アブラムシ類
十五	だいち	アブラムシ類、吸水性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメシクイガ
十六	たま	アザミウマ類
十七	ちや	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類及びハマキムシ類
十八	トマト	アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類
十九	なが	アブラムシ類
二十	なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類及びハマキムシ類
二十一	なす	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十二	ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ
二十三	はく	アブラムシ類
二十四	はす	ハスクビレアブラムシ
二十五	ばれ	アブラムシ類及びジャガイモシストセンチュウ
二十六	ピーマン	アブラムシ類

二十七	ぶ	アザミウマ類
二十八	ほう	アブラムシ類
二十九	もも	シンクイムシ類及びハダニ類
三十	りんご	シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類
三十一	レ	アブラムシ類
三十二	なす	ナスミバエ
三十三	ばら	クビアカツヤカミギリ
三十四	対象	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ
三十五	対象	植物を定めな
三十六	対象	植物を定めな
三十七	対象	植物を定めな
三十八	対象	植物を定めな
三十九	対象	植物を定めな
四十	対象	植物を定めな
四十一	対象	植物を定めな
四十二	対象	植物を定めな
四十三	対象	植物を定めな
四十四	対象	植物を定めな
四十五	対象	植物を定めな

十六	てん	褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス
十七	トマト	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌
十八	なし	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌
十九	なす	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌
二十	にん	黒葉枯病菌
二十一	ねぎ	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌
二十二	ばれ	疫病菌
二十三	ピーマン	うどんこ病菌
二十四	ぶ	晩腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌
二十五	むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類
二十六	もも	せん孔細菌病菌
二十七	りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌
二十八	レ	菌核病菌及び灰色かび病菌



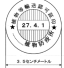




第八号の様式（第十九条関係）

第八号の様式（第十九条関係）

(4)



(1) 備考  
 (1) 小写には、植物検疫所（支庁又は出張所）の名称を記入すること。  
 (2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

(5)

年 月 日	植物検疫所（支庁又は出張所）	名
植物検疫所長		
種 別	植物検疫所長	
役 職	氏 名	

(6)

植物検疫所長

年 月 日

植物検疫所（支庁又は出張所）

植物検疫所 氏 名

下記……は、植物検疫所による輸入検疫を植物検疫所長が委託したとき、その委託により植物検疫官が指定する場所で行なうための権限を認可したことを証明する。

請 託 者（種）名  
 種 別  
 輸送方法の区別  
 種 別  
 輸送人住所氏名  
 輸送人住所氏名  
 輸送の場所

第九号様式（第二十一条関係）

第九号様式（第二十一条関係）

植物検疫所長

年 月 日

植物検疫所（支庁又は出張所）

植物検疫所 氏 名

下記の植物検疫所長が植物検疫所長の一助の職に充てられたことを証明する。

植物検疫所長（種）名  
 種 別  
 輸送方法の区別  
 種 別  
 輸送人住所氏名  
 輸送人住所氏名  
 植物検疫所長  
 植物検疫所長

第十号様式（第二十一条関係）

第十号様式（第二十一条関係）

年 月 日

植物検疫所（支庁又は出張所）

植物検疫所 氏 名

日本郵便株式会社

下記の植物検疫所長が植物検疫所長の一助の職に充てられたことを証明する。

種 別  
 種 別  
 輸送人住所氏名  
 輸送人住所氏名

第十一号様式（第二十一条関係）

第十一号様式（第二十一条関係）

年 月 日

植物検疫所（支庁又は出張所）

植物検疫所 氏 名

日本郵便株式会社

下記の植物検疫所長が植物検疫所長の一助の職に充てられたことを証明する。

種 別  
 種 別  
 輸送人住所氏名  
 輸送人住所氏名

第十一号の二様式（第二十二条の二関係）  
輸入物の品名利用許可申請書  
平定の上記事項を利用したいので許可願いたします。 植物防疫所長様

氏名 住所  
姓 名 番 号

年 月 日

農林水産大臣 宛

寄附者氏名及び住所	
数量	
目的の目的	
寄附者の住所・電話番号・氏名	
利用中の管理方法及び場所	
目的達成後利用物に占める処理方法	
利用中の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

第十一号の三様式（第二十二条の二関係）  
輸入物品名利用許可申請書  
農林水産省 宛 申 出

住所  
番 号

年 月 日 付で申請のあった下記①の輸入物品名の利用は、下記②の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣 宛

① 輸入物品名  
② 条件

第十二号様式（第二十三条関係）  
(イ)  
植物等輸出検査申請書  
住所  
氏 名

年 月 日

植物防疫所 宛

申請者名（個人）氏名				
保証者及び番号				
申請予定年月日				
貨 載 港 名				
積 積 港 名	※輸入国名			
積積港人住所氏名				
積積港人住所氏名				
輸出物の品名				
品名	学名	科名	数量	産地
備 考				

備考 1 積積港等住所を有する場合は、その住所を積積港に記入するとともに、本申請書に添付すること。  
2 表附の欄には、英文を併記すること。

(ロ)  
植物等輸出検査申請書（再輸出）  
住所  
氏 名

年 月 日

植物防疫所 宛

申請者名（個人）氏名				
保証者及び番号				
積 積 港 名				
積 積 港 名				
積積港人住所氏名				
積積港人住所氏名				
輸出物の品名				
品名	学名	科名	数量	産地
備 考				

備考 1 積積港等住所を有する場合は、その住所を積積港に記入するとともに、本申請書に添付すること。  
2 本国産物及び本植物防疫所検査の済んだ品名を以て積積港の申し等を併記すること。  
3 表附の欄には、英文を併記すること。





第十四号様式（第三十条関係）

第十四号様式（第三十条関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録局長  
在 席  
代 表 者 氏 名

登録局長機関の登録・登録の変更申請書

特種積荷法（昭和25年法律第11号、以下「法」という。）第19条の2（第19条の3の規定に基づいて特種積荷法第19条の2）の規定に基づき、登録（登録の変更）を求めたいので、特種積荷法施行規則（昭和26年農林省令第22号、以下「規則」という。）第19条第2項（第19条の規定において準用する規則第19条第2項）に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

- 登録を行おうとする区分
- 法第10条の3各号の1〜4に該当する者の有無

3. 種別を行う業務所の所在地

業務所名	所在地

4. 種別を行おうとする区域

業務所名	区域

備考 登録の変更の申請については、届付書類のうち、過去の申請時に提出したもののうちその内容に変更がない書類及び規則第19条第4号に規定する書類については、届付を省略できる。

第十五号様式（第三十一条関係）

第十五号様式（第三十一条関係）

農 林 水 産 省 農 業 振 興 課

申請書種別 登録局長機関 の登録	登録年月日	年 月 日
登録局長機関 の住所		
代表者の氏名		
種別の区分		
以上各事項 の住所		
登録業務所の種別 （種別区分）		
登録業務所の所在地 （所在地）		
登録業務所の種別 （種別区分）		
代表者の氏名	所在地	所在地
登録局長機関の代表者氏名		
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

第十六号様式（第三十一条の七関係）

第十六号様式（第三十一条の七関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録局長機関長  
在 席  
代 表 者 氏 名

登録局長機関の変更登録申請書

特種積荷法（昭和25年法律第11号）第19条の3第2項の規定に基づき、登録局長機関の変更登録を求めたいので、特種積荷法施行規則（昭和26年農林省令第22号）第19条の7第2項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

- 登録を行おうとする区分
- 法第10条の3各号の1〜4に該当する者の有無

3. 種別を行う業務所の所在地

業務所名	所在地

4. 種別を行おうとする区域

業務所名	区域

備考 届付書類のうち、過去の申請時に提出したもののうちその内容に変更がない書類については、届付を省略できる。

第十七号様式（第三十一条の九関係）

第十七号様式（第三十一条の九関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録局長機関長  
在 席  
代 表 者 氏 名

登録局長機関の登録・登録の変更申請書の登録事項の変更届出書

登録・登録の変更申請書の登録事項に変更があったので、特種積荷法（昭和25年法律第11号）第19条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

- 変更の内容
- 変更した年月日
- 変更の理由

備考 「1」 変更の内容は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

第十八号様式（第三十一条の十関係）

第十八号様式（第三十一条の十関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務取扱変更認可申請書

農林省告示（昭和25年法律第151号）第10条の9第1項第2号の規定に基づき、  
業務取扱を変更したので認可を求めます。

第十九号様式（第三十条の十関係）

第十九号様式（第三十条の十関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務取扱変更認可申請書

農林省告示（昭和25年法律第151号）第10条の9第1項第2号の規定に基づき、  
業務取扱を変更したので認可を求めます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前後及び変更後の対照にして記載すること。

第二十号様式（第三十一条の十二関係）

第二十号様式（第三十一条の十二関係） 年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務停止（廃止）許可申請書

農林省告示（昭和25年法律第151号）第10条の10第1項の規定に基づき、下記  
の上記の事由を理由とします。

- 1 当該停止（廃止）に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該停止（廃止）に係る検査の区分
- 3 当該停止（廃止）に係る事務所の名称及び所在地
- 4 当該停止（廃止）の予定年月日
- 5 停止（廃止）の理由

第二十号の二様式（第三十二条関係）

第二十号の二様式（第三十二条関係）

備考 標記は、木製、金属製、プラスチック製等の材質に  
破損しない素材であること。















第二十八号様式（第四十三条関係）

第二十八号様式（第四十三条関係）  
 防除用薬剤処分申請書  
 年 月 日  
 農林水産大臣  
 年 月 日付防除用薬剤処分申請に対し、下記のとおり答へるものといたします。  
 記  
 一 薬の種類及び数量  
 二 薬剤の届出及び処分  
 三 使用方法及び他の指示事項

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四条関係）

第二十九号様式（日本産業規格A4）（第四十四条関係）  
 防除用薬剤届出書  
 年 月 日  
 農林水産大臣 殿  
 住所  
 氏名又は名称及び代表者氏名  
 年 月 日付防除用薬剤処分申請書に基き、下記のとおり届出、且、二、届出を受けた防除用薬剤については、種別別使用履歴及び使用回数等届出書に基き、届出を受けた防除用薬剤を正しく使用することを保証いたします。  
 記  
 一 薬の種類及び数量  
 二 交配方法  
 三 使用条件

第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六条関係）

第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六条関係）  
 防除用薬剤届出書  
 年 月 日  
 農林水産大臣 殿  
 住所  
 氏名又は名称及び代表者氏名  
 年 月 日付防除用薬剤処分申請書に基き、届出を受けた防除用薬剤を正しく使用することを保証いたします。  
 記  
 一 防除の状況  
 (1) 指定有害動物の種類及び防除を行った作物の種類  
 (2) 防除区域及び面積  
 (3) 防除を行った期間  
 (4) 防除実施の方法  
 二 防除の成果  
 三 その他必要な事項

備考  
 1 報告者が都道府県である場合には、記載事項を所管官防除所に記載すること。  
 2 報告者が都道府県であり、防除用薬剤処分申請書に記載された防除事項に基き、農業者又はその団体に届出を受けた防除用薬剤を正しく使用し、その使用に基き発生した有害動物の発生、被害の発生、被害の拡大、治癒の困難、農業者の被害発生等必要な事項を三の項に明記すること。

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七条関係）

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七条関係）  
 防除用薬剤届出書  
 年 月 日  
 農林水産大臣 殿  
 住所  
 氏名又は名称及び代表者氏名  
 指定有害動物の発生発生の際に緊急に実施する必要があるため、種別別届出書に基き、届出により防除用薬剤を処分したかつて下記のとおり申請いたします。  
 この申請による防除用薬剤を正しく使用し、有害動物の発生履歴及び発生回数等届出書に基き、届出を受けた防除用薬剤を正しく使用することを保証いたします。  
 記  
 一 指定有害動物の種類及び数量  
 二 防除の状況  
 三 防除の成果  
 (1) 指定有害動物の種類及び防除作物の種類  
 (2) 防除の区域、防除区域の面積  
 (3) 防除者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び数量  
 四 その他必要な事項

備考  
 1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を所管官防除所に記載すること。  
 2 防除の区域の範囲を明記すること。

第三十二号様式（第四十八条関係）

第三十二号様式（第四十八条関係）  
 防除用器具貸付承認通知書

農 林 水 産 大 臣 殿  
 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
 農務防除部長

年 月 日付防除用器具貸付承認申請に対し、下記により貸付けする旨の決定があったので通知する。

記

一 防除用器具の種類及び台数 年 月 日から  
 二 貸付けの期間 年 月 日まで

三 貸付けの期日及び場所  
 四 返納の期日及び場所  
 五 その他関係事項

第三十三号様式（日本産業規格A4）（第四十九条関係）

第三十三号様式（日本産業規格A4）（第四十九条関係）  
 請 書

農 林 水 産 大 臣 殿  
 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
 農務防除部長

年 月 日付防除用器具貸付承認申請に対し、下記により貸付けする旨の決定があったので通知する。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）  
 防除用器具貸付期間延長申請書

農 林 水 産 大 臣 殿  
 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
 農務防除部長

年 月 日付防除用器具貸付承認申請に対し、下記により期間の延長を願ったこと申請します。

記

一 貸付終了期日 年 月 日  
 二 貸付延長期間 年 月 日から  
 三 貸付期間延長の理由 年 月 日まで

第三十五号様式（第五十条関係）

第三十五号様式（第五十条関係）  
 防除用器具貸付期間延長承認通知書

農 林 水 産 大 臣 殿  
 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿  
 農務防除部長

年 月 日付防除用器具貸付承認申請に対し、下記により期間を延長する旨の決定があったので通知する。

記

一 貸付延長期間 年 月 日から  
 二 返納の期日及び場所 年 月 日まで  
 三 その他関係事項

第三十六号様式（日本産業規格 A 4）（第五十四号関係）

引換通知書

年 月 日

貴社代表 殿

貴社  
氏名又は名称及び代表者氏名

下記は 年 月 日付付戻付通知書によって取り受けましたが、領受  
期を満了したので引換に指定された宛先宛先について送附します。

記

種類	
付属品	
数量	
貴社代表管理番号	
引換終了期日	
備考	

備考  
備考欄には、引換戻付請求の数量目数及び種類等一時控数、当該請求による引  
換戻付額、当該請求の宛先住所及び電話番号の改等を含め記載すること。